

港則法関係書類作成の手引き

令和8年7月

監修 長崎海上保安部交通課

目 次

第1 一般的注意事項等	1
1 窓口受付時間	2
2 審査基準及び標準処理期間	2
3 書類作成の留意事項	2
4 NACCSによる申請時の留意事項	3
5 許可書等の取扱い	4
第2 港則法	5
1 概説	6
2 適用港、特定港	6
3 特定港(長崎港)における規制等	9
4 適用港(三重式見港ほか16港)における規制(準用規定)...	10
第3 長崎港の状況	11
1 港区	12
2 岸壁区分	13
3 航路	14
4 びょう地	14
第4 入出港及び停泊等	16
1 入出港届	17
2 入出港届省略許可	18
3 係留施設使用届	19
4 係留施設使用届省略許可	20
5 修繕届、係船届	20
第5 危険物	22
1 危険物積載船舶に対する港長の指揮	23
2 危険物の種類	23
3 危険物積載船舶の停泊場所指定	24
4 危険物荷役許可	26
5 危険物運搬許可	29

6 危険物荷役、運搬包括許可	30
7 危険物専用岸壁承認願	31
第6 工事・作業及び行事	37
1 工事作業許可	38
2 磁気探査、警戒船配備等	46
3 工事作業区域の明示	46
4 海洋施設設置届	47
5 水路の保全	47
6 水路業務法にかかる手続き	48
7 行事許可	48
第7 港則法に基づく制限等	52
1 進水届、入出渠届	53
2 竹木材水上荷卸、筏係留、筏運行許可	54
3 えい航の制限	55
4 私設信号使用許可	56
5 船舶交通の制限	57
第8 その他	59
長崎港の進路信号	60
長崎港の特定航法	62

【参考】

(1) 特定港・適用港 港域図

(2) 各種申請様式

- ・第1号様式(入出港届)
- ・第2号様式(入出港届省略許可申請書)
- ・第3号様式(錨地・停泊場所指定願、移動・危険物荷役許可申請書)
- ・第4号様式(係留施設使用届)
- ・第5号様式(係留施設使用届省略許可申請書)

- ・第6号様式(修繕・係船届)
- ・第7号様式(危険物運搬許可申請書)
- ・第8号様式(私設信号使用許可申請書)
- ・第9号様式(工事・作業又は行事許可申請書)
- ・第10号様式(進水・入出渠届)
- ・第11号様式(竹木材上荷卸・筏運行・係留許可申請書)

第 I 一般的注意事項

1 窓口受付時間

(1) 平日(月曜日～金曜日) 午前 8 時 30 分 ～ 正午
午後 1 時 ～ 午後 5 時

(2) 閉庁日

原則、閉庁日(土・日、祝日、年末年始(12 月 29 日～1 月 3 日))
は、受付けていません。

(3) 緊急日

緊急の場合は、平日の時間外及び閉庁日でも例外的に受付けます
が、必ず事前に長崎海上保安部交通課(095-829-2819)まで電話
連絡をお願いします。

※ 緊急の場合とは、荒天等で運航スケジュールが大幅に変更となった
場合や、危険物荷役の場合、前港(仕出港)出港時に荷役品及び
数量が未確定であり、その後判明した時間等で平日の申請ができ
なかった場合等であり、平日に申請可能なものは除きます。

2 審査基準及び標準処理期間

港長は、港則法に基づく各種許可等を行う際の審査基準及び標準処理期
間を、行政手続法に基づき定め、窓口にありますので、許可申請等を行う
場合の参考にしてください。

3 書類作成の留意事項

港則法に基づく各種届出、許可申請書類の作成については、それぞれの項
で説明しますが、ここでは、書類の作成及び取扱い等の共通する事項を取りま
とめていますので、参考にしてください。

(1) 提出日は、和暦(令和○年○月○日)で記入してください。

(2) 港長の許可印、指定印、受領印等が押された書類については、勝手に
内容等を修正することは出来ません。

許可を受けて行われる内容等に変更が生じた場合は、遅滞なく一部
変更の許可申請等を行うか、新たに許可申請等を行ってください。

なお、受付時間中にNACCSで許可申請等をされたものは、NACCS
で変更又は取り消しを行ってください。

(3) 包括許可は、1 か月を単位として、毎月 20 日～末日までの間を目処
に、翌月分を申請してください。(新規の包括許可については、余裕をも

って事前にご相談してください。)

- (4) 記載欄には余白が生じないように記入してください。
- (5) 書類の提出前に手書きで記載内容の変更・修正等を行う場合は、横線2本を引いて削除し、その上部に新しい内容を記載して下さい。
- (6) 港則法に規定する船舶とは、水上輸送の用に供する船舟類であり、通常の船舶のほか、クレーン船、はしけ、台船等の無動力船も含まれます。
なお、この場合の総トン数は、載貨重量トン数の60%を総トン数とみなします。
- (7) 港則法に基づく各種届出、許可申請書類の様式は海上保安庁ホームページ及び末尾の【参考】各種申請様式を参照ください。

◇各種申請様式

<https://www.kaiho.mlit.go.jp/ope/apply/info.html>

4 NACCSによる申請時の留意事項

(1) 受付書類

- ① 危険物荷役許可申請書
- ② 危険物運搬許可申請書
- ③ 危険物積載船舶の停泊場所指定願
- ④ 移動許可申請
- ⑤ 入出港届
- ⑥ 係留施設使用届
- ⑦ 移動届

(2) 受付時間

閉庁日を除いた平日の午前8時30分から午後5時までの間。

ただし、緊急の場合は平日の時間外及び閉庁日でも受付けますが、必ず事前に長崎海上保安部(095-829-2819)まで電話連絡をお願いします。

(3) NACCSの利用申し込み

NACCSの利用申し込みは、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社(NACCSセンター)に問い合わせてください。

(4) 申請方法

申請者は、NACCSから長崎港長（長崎海上保安部あて）へ申請してください。

(5) 申請内容の変更及び取消

申請者は、NACCSから変更又は取消の申請を行ってください。

5 許可書等の取扱い

(1) 許可書又は許可書の写しを必ず許可を受けた行為の行われる現場に携行してください。

(2) 許可を受けた者は、許可の内容、許可条件、港長の指導事項等を現場の関係者に周知してください。

第2 港則法

1 概 説

港則法は、港内における船舶交通の安全及び港内の整とんを図ることを目的に、昭和 23 年7月 15 日法律第 174 号として制定されました。

海上交通ルールを定めた法律は、他に海上衝突予防法、海上交通安全法がありますが、港則法は海上衝突予防法の特別法として、港内の狭い水域に特別のルールを設け、船舶交通という公共の秩序を維持する行政警察法規であり、港内交通取締法規です。

港則法には、次のような事項が定められています。

- (1) 入出港及び停泊に関すること。
- (2) 航路及び航法に関すること。
- (3) 危険物の荷役及び運搬に関すること。
- (4) 水路の保全に関すること。
- (5) 灯火、信号及び私設信号に関すること。
- (6) 工事・作業等に関すること。
- (7) 船舶交通の制限に関すること。

2 適用港、特定港

港則法の適用港は、同法第2条に基づき政令で定められており、令和8年3月現在、全国で 500 港あります。

このうち、喫水の深い船舶が出入できる港又は外国船舶が常時出入する港を「特定港」と定めており、全国で 87 港あります。

特定港には、港長を配置して、法の目的を達成するために届出の受理、停泊場所の指定、危険物荷役や工事作業の許可等の事務を行っています。

長崎海上保安部の管内に所在する適用港は、長崎港、三重式見港、脇岬港、茂木港、小浜港、口之津港、島原港、瀬戸港、松島港、崎戸港の10港となっており、この内、長崎港が特定港となっています。

また、五島海上保安署の管内に所在する適用港は、福江港、富江港、玉之浦港、岐宿港、奈良尾港、青方港、有川港、奈留島港の8港となっています。

	港名	港の区域	申請先 (あて名)
特定港	長崎港	端埼から大中瀬戸北灯台(北緯三二度四一分四三秒東経一二九度四七分二九秒)に引いた線、同灯台から一一六度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに稲佐橋下流の浦上川水面及び長崎港旭町防波堤灯台(北緯三二度四四分四二秒東経一二九度五一分五二秒)から八九度六一〇メートルの地点から〇度に引いた線以西の中島川水面	長崎港長
適用港	三重式見港	端埼から三一三度に神楽島まで引いた線、同島西端から三重埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに新港大橋下流の多以良川水面	長崎海上保安部長
	脇岬港	井上鼻(北緯三二度三五分八秒東経一二九度四七分三六秒)から甲ノ瀬及び中島南端を経て祇園埼まで引いた線並びに陸岸により囲まれた海面	
	茂木港	潮見埼を中心とする半径二、〇〇〇メートルの円内の海面	
	小浜港	弁天埼から穴ノ口埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	
	口之津港	宮崎鼻から一八〇度に引いた線、白間埼から九〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	
	島原港	モソ瀬灯標(北緯三二度四五分四六秒東経一三〇度二二分四三秒)から二五一度三〇分七四〇メートルの地点から九〇度一、〇〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から〇度三五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一三度二、二二〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二六四度三〇分に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	

	港名	港の区域	申請先 (あて名)
適用港	瀬戸港	シラゴ鼻から七五度に引いた線、同地点から福島拝崎鼻まで引いた線、同島南端から一一六度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに板浦三角点(二〇九メートル)(北緯三二度五六分五三秒東経一二九度三十八分四七秒)から一五二度三、三九〇メートルの地点から一〇五度に引いた線以南の雪浦川水面	長崎海上保安部長
	松島港	青山三角点(五九メートル)(北緯三二度五六分一五秒東経一二九度三五分四一秒)から三〇度一、〇一五メートルの地点を中心とする半径一、五〇〇メートルの円弧のうち同地点からそれぞれ一〇六度及び三五二度に引いた線以東の部分、同地点から三五二度一、五〇〇メートルの地点から一八〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	
	崎戸港	鶴埼から崎戸島北西端まで引いた線、同島南端から芋島島頂まで引いた線、同地点から折瀬ノ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	
	福江港	石切鼻から一〇九度一、〇〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一八四度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	(五島海上保安署長 経由) 長崎海上保安部長
	富江港	和島北端から三一五度に引いた線、同島東端から一八〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	
	玉之浦港	小浦北端から島山島西端まで引いた線、同島黒瀬埼から九〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	
	岐宿港	針ノメンス鼻から沖ノ平瀬北端を経て尼崎まで引いた線、団助鼻からヒキ瀬北端を見とおした線及び陸岸により囲まれた海面	

	港名	港の区域	申請先 (あて名)
適用港	奈良尾港	福見埼から二二〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	(五島海上保安署長 経由) 長崎海上保安部長
	青方港	金剛埼から祝言島西ノ鼻まで引いた線、同島唐埼から七五度に引いた線、相河大橋、三日ノ浦橋及び陸岸により囲まれた海面	
	有川港	野首埼から二四九度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	
	奈留島港	掛り先鼻から末津島西端まで引いた線、同島南端から奈留神鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	

3 特定港(長崎港)における規制等

(1) 許可、指定

- ① 危険物積載船の停泊場所の指定(法第 21 条)
- ② 危険物の荷役、運搬(法第 22 条)
- ③ 私設信号の設定(法第 28 条)
- ④ 工事・作業(法第 31 条)
- ⑤ 行事(法第 32 条)
- ⑥ 竹木材の水上荷卸、筏係留、筏運行(法第 34 条)

(2) 命令、指揮

- ① 係留施設の使用の制限、禁止(法第5条第6項)
- ② 修繕、係船に対する措置(法第7条)
- ③ 船舶に対する移動命令(法第9条)
- ④ 停泊の制限(法第 10 条、規則第6条、規則第7条)
- ⑤ 危険物積載船舶に対する措置(法第 20 条)
- ⑥ 水路保全の措置(法第 23 条)
- ⑦ 工事作業等の許可に対する措置(法第 31 条第2項)
- ⑧ 漁ろうの制限(法第 35 条)
- ⑨ 灯火の制限(法第 36 条)
- ⑩ 喫煙等の禁止(法第 37 条)

- ⑪ 船舶交通等の制限(法第 39 条)
- ⑫ 原子力船に対する規制(法第 40 条)
- ⑬ えい航の制限(規則第9条)

(3) 届出

- ① 入出港の届出(法第4条、規則第1条)
- ② 係留施設の使用届(法第5条第5項、規則第4条第4項)
- ③ 移動の届(法第6条第2項)
- ④ 修繕、係船の届(法第7条)
- ⑤ 海難発生時の報告(法第 24 条)
- ⑥ 進水、入出渠届(法第 33 条)

4 適用港(三重式見港ほか16港)における規制(準用規定)

(1) 許可

- ① 私設信号の設定(法第 28 条)
- ② 工事・作業(法第 31 条)

(2) 命令、指揮

- ① 船舶に対する移動命令(法第 9 条)
- ② 航路障害物等の除去命令(法第 25 条)
- ③ 灯火の制限(法第 36 条第2項)
- ④ 喫煙等の禁止(法第 37 条)
- ⑤ 船舶交通等の制限(法第 39 条)
- ⑥ 原子力船に対する規制(法第 40 条)

第3 長崎港の状況

Ⅰ 港区

長崎港は、港内を6つの港区（（第Ⅰ区から第Ⅵ区）航路を除く）に区分しており、それぞれ停泊すべき船舶が定められています。

港の名称	港区	境界	停泊すべき船舶
長崎	第Ⅰ区	戸町三角点（百七十二メートル）（北緯三十二度四十三分四十六秒東経百二十九度五十二分八秒）から二百六十二度三十分八百メートルの地点から二百八十八度に引いた線（以下A線という。）及び陸岸により囲まれた海面並びに稲佐橋下流の浦上川水面及び長崎港旭町防波堤灯台から八十九度六百十メートルの地点から零度に引いた線以西の中島川水面	各種船舶及び係留施設に係留する場合における危険物を積載した船舶。ただし、総トン数五百トン未満の船舶は、沿岸付近に限る。
	第Ⅱ区	大久保三角点（二百三十四メートル）（北緯三十二度四十二分四十七秒東経百二十九度五十一分二十四秒）から三百十九度八百三十メートルの地点から二百九十六度に陸岸まで引いた線（以下B線という。）、A線及び陸岸により囲まれた海面（航路を除く。）	各種船舶。ただし、総トン数五百トン未満の船舶は、沿岸付近に限る。
	第Ⅲ区	長崎港三菱重工蔭ノ尾岸壁灯台（北緯三十二度四十二分三十秒東経百二十九度四十九分四十九秒）から小ヶ倉柳ふ頭北端まで引いた線（以下C線という。）、同灯台から皇后ふ頭南西端まで引いた線（以下D線という。）、B線及び陸岸により囲まれた海面（航路を除く。）	各種船舶及び危険物を積載した船舶。ただし、総トン数五百トン未満の船舶は、沿岸付近に限る。
	第Ⅳ区	C線及び陸岸により囲まれた海面	各種船舶及び係留施設に係留する場合における危険物を積載した船舶。ただし、総トン数五百トン未満の船舶は、沿岸付近に限る。

港の名称	港区	境界	停泊すべき船舶
長崎	第5区	四郎ヶ島南西端から中ノ島南端まで引いた線、同地点から百七十一度三十分千六百八十メートルの地点まで引いた線、同地点から百三十五度に陸岸まで引いた線、D線及び陸岸により囲まれた海面（航路を除く。）	各種船舶。ただし、総トン数五百トン未満の船舶は、沿岸付近に限る。
	第6区	第一区から第五区まで及び航路を除いた港域内海面	各種船舶及び危険物を積載した船舶

2 岸壁区分

港長は、次の標準により港内の全ての係留施設を、A、B、C1、C2、Dに区分し、この区分に応じて危険物の接岸荷役許容量を定めています。

岸壁区分	標準
A	旅客船に係留するバース及びその付近のバース 観光客の雑踏するバース 船舶が極めて輻輳している場所の付近のバース 市街地に極めて近接しているバース (距離の標準としては、100m 程度以下)
B	A・C1・C2・D以外のバース (市街地からの距離の標準としては300m程度)
C1	港湾法上の保安港区に指定されたバース 市街地から相当離れている閑散な場所にあるバース (距離の標準としては500m程度以上)
C2	コンテナ専用岸壁
D	港長が適当と認める専用岸壁

主な係留施設、びょう地及びバースコード番号は以下を参照してください。

◇バースコード一覧(NACCS ホームページ:NACCS 掲示板)

<https://bbs.naccscenter.com/system/code/berth-code.html>

3 航路

法第 11 条に基づき、次のとおり航路を設定しており、汽艇等以外の船舶は港に出入りする場合、海難を避ける場合等のほか、航路によらなければなりません。（罰則あり）

港 の 名 称	航路の区域
長 崎	第一号の地点から第四号の地点までを順次に結んだ線と第五号の地点から第八号の地点までを順次に結んだ線との間の海面 一 大久保三角点（二百三十四メートル）から六度三十分千七百五十五メートルの地点 二 大久保三角点から二百八十八度九百九十五メートルの地点 三 大久保三角点から二百六十度二千二百三十メートルの地点 四 大久保三角点から二百六十五度三十分四千六百十メートルの地点 五 大久保三角点から三百五十七度千八百四十メートルの地点 六 大久保三角点から三百四度千二百二十五メートルの地点 七 大久保三角点から二百七十一度三十分二千三百八十五メートルの地点 八 大久保三角点から二百七十一度四千五百九十メートルの地点

- ※ ①「汽艇等」とは、総トン数 20 トン未満の汽船、はしけ及び端舟その他ろかいのみをもって運転し、又は主としてろかいをもって運転する船舶をいう。
- ②「航路によらなければならない」とは、航路として定められた区間をその方向に沿って航行しなければならないことをいう。
- ここでいう「航路による」とは、航路の出入口から航路に出入すること及び航路の出入口以外の部分において航路内をこれに沿って通航することを含んでおり、航路を斜航し又は横切ることは航路によることとはならない。

4 びよう地

（1）びよう泊区域

長崎港第 1 区から長崎港第 5 区にびよう泊する場合は、岸壁の着離岸に支障とならないよう、係留施設の前面海域を避けるようにしてください。

なお、危険物積載船は、長崎港長の許可を得た上で、長崎港第 3 区及び長崎港第 6 区に限ってびよう泊できます。

長崎港第3区に錨泊する場合は、びよう地が航路に接していますので、航路に入ることがないように十分注意してください。

(2) びよう泊期間

長崎港では、びよう地の有効利用を図るため、当分の間、びよう泊期間は原則5日間以内としています。

長崎港内でびよう泊する場合は、自船の喫水及び気象海象等を考慮の上、総トン数1万トン未満の船舶は、検疫錨地（検疫船がない場合に限る。）を含む長崎港第3区又は長崎港第4区、総トン数1万トン以上の船舶は、長崎港第6区に利用者間の十分な事前調整を行った上で、びよう泊するようにしてください。

第4 入出港及び停泊等

I 入出港届

(1) 根拠

法第4条

船舶は、特定港に入港したとき又は特定港を出港しようとするときは、国土交通省令の定めるところにより、港長に届け出なければならない。

(2) 届出者

船長又は一等航海士の船舶の職員若しくは委任を受けた船主、代理店等

(3) 様式

第1号様式

(税関、入国管理事務所及び港湾管理者へ提出するものと共通の様式)

(4) 提出方法

NACCS、窓口への提出、郵送

(5) 対象船舶

入出港届省略許可を受けた船舶及び次に該当する日本船舶を除く全ての船舶

規則第2条

次の各号のいずれかに該当する日本船舶は、前条の届出をすることを要しない。

- 1 総トン数 20 トン未満の汽船及び端舟その他ろかいのみをもつて運転し、又は主としてろかいをもつて運転する船舶
- 2 平水区域を航行区域とする船舶
- 3 旅客定期航路事業(海上運送法(昭和 24 年法律第 187 号)第2条第4項に規定する旅客定期航路事業をいう。)に使用される船舶であつて、港長の指示する入港実績報告書及び次に掲げる書面を港長に提出しているもの。

(以下省略)

(6) 留意事項

- ① 検疫のみの目的で、港域内の検疫区域に錨泊し、検疫終了後速やかに出港する場合は入出港届の届出は不要です。
- ② 船名は、外国船の場合は英語で、日本船の場合は日本語で船舶国籍証書に記載されているとおり記入してください。
- ③ 停泊場所は、第3章2に記載されたバースコード一覧を確認の上、「長崎港第1区〇〇〇岸壁」等、停泊している場所(岸壁名)を具体的に記

入してください。

- ④ 入港したときとは、単に港の境界線の内側に入ったときをいうのではなく荷役、人の乗下船、補給その他の目的をもって港域内において停泊したときをいいます。

例えば、岸壁、栈橋等の係留施設に完全に係留したとき、びよう泊の場合は錨が海底をかいたときをもって入港としています。

2 入出港届省略許可

(1) 根拠

規則第 21 条第 1 項

あらかじめ港長の許可を受けた場合には、第 1 条及び第 4 条第 4 項の届出をすることを要しない。

(2) 申請者

船長又は一等航海士等の船舶の職員若しくは委任を受けた船主、代理店等

(3) 様式

第 2 号様式

(4) 提出方法

電子メール(受付のみ)、窓口への提出、郵送

郵送の場合は、必要料金分の切手を貼付し宛先を記載した返信用封筒を同封のうえ、長崎海上保安部交通課あて郵送してください。

(5) 対象船舶

主として当該港を基地とし、係留場所も確保されており、船舶の動静把握の容易な次に掲げるような船舶。

- ① 一定の範囲内に停泊する同一の船舶
- ② 概ね月 10 回以上入港する船舶

(6) 留意事項

- ① 許可を申請する期間は、その月の最終日までの 1 か月以内に限り申請してください。

なお、新規の申請にあたっては、事前に窓口にご相談してください。

- ② 許可期間が終了した場合は、翌月の 7 日までに入出港の実績表を提出してください。

3 係留施設使用届

(1) 根拠

法第5条第5項

特定港のけい留施設の管理者は、当該けい留施設を船舶のけい留の用に供するときは、国土交通省令の定めるところにより、その旨をあらかじめ港長に届け出なければならない。

規則第4条第4項

法第5条第5項の規定により、特定港の係留施設の管理者は、当該係留施設を総トン数 500 トン（関門港若松区においては、総トン数 300 トン）以上の船舶の係留の用に供するときは、次に掲げる事項を港長に届け出なければならない。

- 1 係留の用に供する係留施設の名称
- 2 係留の用に供する時期又は期間
- 3 係留する船舶の国籍、船種、船名、総トン数、長さ及び最大喫水
- 4 係留する船舶の揚荷又は積荷の種類及び数量

(2) 届出者

船長又は一等航海士等の船舶の職員若しくは委任を受けた船主、代理店等

(3) 様式

第4号様式

(4) 提出方法

NACCS、窓口への提出、郵送

(5) 対象船舶

総トン数 500 トン以上の船舶

(6) 留意事項

総トン数が明示されていない無動力の台船、バージ、作業船等は、次のいずれかで総トン数を算出して、500 トン以上であれば本届を提出してください。

- ① 載貨重量トン数がある場合
— 載貨重量トン数×0.6
- ② 載貨重量トン数がない場合
— 全長×幅×平均喫水（貨物満載状態）×0.6

4 係留施設使用届省略許可

(1) 根拠(適用除外)

規則第21条第1項

あらかじめ港長の許可を受けた場合には、第1条及び第4条第4項の届出をすることを要しない。

(2) 申請者

係留施設の管理者又は係留施設の管理者から委託を受けた代理人・代理店

(3) 様式

第5号様式

(4) 提出方法

電子メール(受付のみ)、窓口への提出、郵送

郵送の場合は、必要料金分の切手を貼付し宛先を記載した返信用封筒を同封のうえ、長崎海上保安部交通課あて郵送してください。

(5) 対象船舶

総トン数 500 トン以上の船舶で、次に掲げる事項を満たす船舶

- ① 一定の範囲内に停泊する同一船舶
- ② 概ね月 10 回以上入港する船舶

(6) 留意事項

- ① 許可を申請する期間は、その月の最終日までの1か月以内に限り申請してください。

なお、新規の申請にあたっては、事前に窓口にご相談してください。

- ② 許可期間が終了した場合は、翌月7日までに係留施設使用の実績表を提出してください。

5 修繕届、係船届

(1) 根拠

法第7条

特定港内においては、汽艇等以外の船舶を修繕し、又は係船しようとする者は、その旨を港長に届け出なければならない。

2 修繕中又は係船中の船舶は、特定港内においては、港長の指定する場所に停泊しなければならない。

3 港長は、危険を防止するために必要があると認めるときは、修繕中又は

係船中の船舶に対し、必要な員数の船員の乗船を命ずることができる。

(2) 届出者

船長又は一等航海士等の船舶の職員若しくは委任を受けた船主、代理店等

(3) 様式

第6号様式

(4) 提出方法

電子メール(受付のみ)、窓口への提出、郵送

(5) 対象船舶

汽艇等以外の船舶で、修繕又は係船しようとする船舶

(6) 留意事項

① 「停泊場所指定」印を押印のうえ、届出者に交付します。

押印された指定印をもって、法第7条第2項の停泊場所指定を受けたものとして取扱います。

② 修繕とは、入渠又は上架して行う修繕以外の主機、舵取機等の修繕で船舶の運航に長時間支障を生じる場合で、概ね 24 時間以上継続するものをいいます。

③ 係船とは、一般的には船舶をつなぎ止めることのすべてをいうが、本条では、船舶安全法施行規則第2条第2項第5項に定める係船中の船舶であって、同規則第41条第1項の規定により船舶検査証書を返納して船舶安全法第2条第1項の適用除外となる船舶が行う係船等、比較的長期にわたり当該船舶が運航されず、船舶所有者等の直接的管理下でない状態におかれるような船舶であって、特別の管理体制を構築する必要のある船舶が行う係船をいいます。

④ 届出に当たっては、船主、乗組員、代理店等の関係者で緊急時の対応策を策定しておいてください。

⑤ 事故防止措置の欄には、荒天時の係留強化策、緊急連絡方法、船内巡視等の対策を記載してください。

第5 危險物

Ⅰ 危険物積載船舶に対する港長の指揮

(1) 根拠

法第 20 条第1項

爆発物その他の危険物（当該船舶の使用に供するものを除く。以下同じ。）を積載した船舶は、特定港に入港しようとするときは、港の境界外で港長の指揮を受けなければならない。

(2) 留意事項

- ① 「当該船舶の使用に供するものを除く」とは、自己発煙信号、信号紅炎等他の法令で備え付けるべきことが義務付けられている火工品や、船舶の運航に必要な燃料類、調理用のプロパンガス等、当該船舶の運航に必要な危険物は除外するとしたものです。
- ② 港長は、必要に応じ、航行を補助する船舶の配備、ボイル・オフ・ガスの放出の制限、航行速力の指定等の指導を行う場合がありますので、港内に入港するまでに指示ができるとしたものです。

2 危険物の種類

(1) 根拠

法第 20 条第2項

前項の危険物の種類は、国土交通省令でこれを定める。

規則第 12 条

法第 20 条第2項の規定による危険物の種類は、危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和 32 年運輸省令第 30 号）第2条第1号に定める危険物及び同条第1号の2に定めるばら積み液体危険物のうち、これらの性状、危険の程度等を考慮して告示で定めるものとする。

港則法施行規則の危険物の種類を定める告示

（昭和 54.9.27 運輸省告示第 547 号）

(2) 留意事項

- ① 引火性又は爆発性の蒸気を発する危険物を荷卸し後、ガス検知を行い、火災又は爆発のおそれのないことを船長が確認したタンカーは、危険物積載タンカーとして取扱いません。
- ② 危険物を積載したタンクを洗浄したのち、陸上又は他船に荷役される

タンク洗浄水のうち、当該危険物が洗浄水で十分希釈されているため
当該危険物の危険性がないことについて船長が確認していれば、港則
法上の危険物として取扱いません。

3 危険物積載船舶の停泊場所指定

(1) 根拠

法第21条

危険物を積載した船舶は、特定港においては、びよう地の指定を受けるべき場合を除いて、港長の指定した場所でなければ停泊し、又は停留してはならない。ただし、港長が爆発物以外の危険物を積載した船舶につきその停泊の期間並びに危険物の種類、数量及び保管方法に鑑み差し支えないと認めて許可したときは、この限りでない。

(2) 申請者

船長又は一等航海士等の船舶の職員若しくは委任を受けた船主、代理店等

(3) 様式

第3号様式

(4) 提出方法

NACCS、窓口への提出、郵送

郵送の場合は、必要料金分の切手を貼付し宛先を記載した返信用封筒を同封のうえ、長崎海上保安部交通課あてに郵送してください。

(5) 対象船舶

危険物を積載して入港しようとする船舶

(6) 留意事項

① 「びよう地の指定を受けるべき場合を除いて」とは、法第5条第2項の指定を受けた場合は改めて本条の指定を受ける必要はないとしたものですが、そのほかにも、次の危険物積載船舶についても本条の指定を受ける必要はありません。

- 1) 移動許可を受けた船舶（法第6条第1項）
- 2) 移動後遅滞なくその旨を港長に届け出て、港長から他の場所に移動を命ぜられなかった船舶（法第6条第1項ただし書き）
- 3) 停泊・停留場所を指定されて移動を命ぜられた船舶（法第9条）
- 4) 危険物荷役許可を受けた船舶（法第22条第1項）

5) 危険物運搬許可を受けた船舶（法第 22 条第4項）

② 本条は、停泊のみならず停留する場合についても制限しているため、先船の荷役が終了するまで岸壁近くで漂泊する場合等も、本条の適用を受けることとなります。

③ 検疫のため、検疫びょう地に仮泊する場合は、法第 21 条の規定による停泊場所の指定を受ける必要はありません。

④ 停泊許容量

1) コンテナ専用船がC2岸壁に停泊する場合は、下表区分に関わらず荷役許容量の5倍を停泊許容量の基準とします。

なお、危険物専用岸壁（D岸壁）においては、本停泊許容量は適用しませんので、大量の通過危険物を積載している船舶は、事前に港長と調整してください。

区分	停 泊 許 容 量				備考
	危険物港区		危険物港区以外の場所		
	係留施設	係船浮標又は びょう地	係留施設	係船浮標又は びょう地	
危険物を開放された場所に積載している場合 危険物を積載してある船倉又は区画を開放する場合	荷役許容量の2倍	無制限	荷役許容量の2倍	荷役許容量の2倍（C1岸壁の4倍）	当該開放された場所の危険物の付近又は同一船艙若しくは区画内で他の危険物の荷役を行うときは、荷役許容量に同じ。
危険物を積載してある船倉又は区画を開放しない場合	荷役許容量の5倍		荷役許容量の5倍	無制限	

- 2) 2種類以上の危険物を積載している場合又は開放された場所と開放しない場所に積載している場合の停泊許容量は、それぞれの危険物の数量をそれぞれの停泊許容量で除した商の和が1を超えない数量とします。

〔計算式〕

$$a/A + b/B + c/C + \dots \leq 1$$

a. b. c...それぞれの危険物積載量

A. B. C...それぞれの危険物の停泊許容量

- 3) 危険物専用岸壁(D岸壁)においては、本停泊許容量は適用しませんので、大量の通過危険物を積載している船舶は、事前に港長と相談してください。

4 危険物荷役許可

(1) 根拠

法第22条第1項

船舶は、特定港において危険物の積込、積替又は荷卸をするには、港長の許可を受けなければならない。

(2) 申請者

船長又は一等航海士等の船舶の職員若しくは委任を受けた船主、代理店等

(3) 様式

第3号様式

(4) 提出方法

NACCS、窓口への提出、郵送

郵送の場合は、必要料金分の切手を貼付し宛先を記載した返信用封筒を同封のうえ、長崎海上保安部交通課あてに郵送してください。

(5) 対象船舶

危険物を貨物として荷役をしようとするすべての船舶

(6) 留意事項

- ① 危険物の品名は、商品名等を使用しないで、告示に定められた品名を記入してください。
- ② 船舶の停泊及び荷役時間が、同一岸壁において他の船舶と重複しないよう、確認のうえ申請してください。

- ③ 危険物の数量は、個品の場合は容器包装の数を、ばら積みの場合は容量を記載し、正味重量は容器包装の重量を差し引いた危険物そのものの重量をトン数で記載してください。

なお、火薬類のうち弾薬及び火工品については薬量が判明しているときは正味重量の下に()書きで薬量を記載してください。

- ④ 次の危険物荷役に際しては、あらかじめ港長と調整してください。

- 1) 荷役許容量の基準を適用しない大量荷役を行う場合
- 2) 火薬類を 25 キログラム(等級が 1.3、1.4 又は 1.6 の場合は 1 トン、(爆薬換算量をいう。))を超えて荷役する場合
- 3) 核分裂性物質等を荷役する場合

- ⑤ 荷役許容量は、危険物の種類と荷役場所(岸壁等)を考慮して、危険物接岸荷役許容量により荷役量が定められています。

- ⑥ 2種類以上の危険物を荷役する場合の許容量は、それぞれの危険物の数量をそれぞれの荷役許容量で除した商の和が 1 を超えない数量とします。

- ⑦すでに危険物を積載している船舶が、一部の危険物を荷卸し又は積み込みする場合の荷役許容量は、荷役しない危険物の数量を停泊許容量(荷役する危険物の付近の開放された場所又は同一船倉若しくは区画内に積載してある危険物にあっては荷役許容量に同じ数量とする)で除した商と荷役する危険物の数量を荷役許容量で除した商の和が 1 を超えない数量とします。

〔計算式〕

$$(a1/A1+a2/A2+\cdots)+(b1/B1+b2/B2+\cdots)\leq 1$$

$a1, a2, \cdots$ 既に積載していて荷役しない危険物の量

$A1, A2, \cdots$ 既に積載していて荷役しない危険物の停泊許容量

$b1, b2, \cdots$ 荷役する危険物の量

$B1, B2, \cdots$ 荷役する危険物の荷役許容量

(注) 上式の計算に際しては、C2岸壁における火薬類のA又はBは、それぞれC2岸壁における火薬類の停泊許容量又は荷役許容量の2倍の数量とする。

- ⑧ 危険物専用岸壁においては、あらかじめ承認されている数量が最大荷役量となります。

- ⑨ メタン又は天然ガス(LNG)の荷役にあつては、クールダウン開始をもつて、荷役開始とします。

危険物接岸荷役許容量

種類	類別		荷役許容量				備考
			A	B	C1	C2	
爆発物	火薬類	等級 1.1, 1.2, 1.5	0	5	20	20	特別の保安体制をとること
		等級 1.3, 1.4, 1.6	0.2	5	20	20	
	酸化性物質	有機過酸化物	0.5	10	50	200	
その他の危険物	高压ガス	引火性高压ガス	1	20	100	400	
		非引火性非毒性高压ガス	5	100	500	2000	
		毒性高压ガス	1	20	100	400	
	引火性液体類	容器等級Ⅰ	2	50	250	1000	
		容器等級Ⅱ	5	100	500	2000	
		容器等級Ⅲ	10	250	1000	4000	
	可燃性物質類	可燃性物質	10	250	1000	4000	
		自然発火性物質	5	100	500	2000	
		水反応可燃性物質	5	100	500	2000	
	酸化性物質類	酸化性物質	5	100	500	2000	
		有機過酸化物(爆発物を除く)	1	20	100	400	
	毒物類	毒物	10	250	1000	4000	
	放射性物質等	第1種	0	0	-	-	特別の保安体制をとること
		第2種	0	-	-	-	
		第3種	0	-	-	-	
	腐食性物質		10	250	1000	4000	
	有害性物質		10	250	1000	4000	
	その他		-	-	-	-	(注)3参照

注1 単位は、正味重量(火薬類については、爆薬に換算した薬量)のトン数(圧縮ガスにあつては、容量(温度摂氏零度、ゲージ圧力零度キログラム毎平方センチメートルの状態に換算した容量をいう。)100立法メートルを1トンとみなす。)です。

注2 爆薬1トンに換算される火薬、弾薬及び火工品の数量は次のとおり。

火薬類		爆薬1トンに換算される数量
火薬		2トン
加工品 (爆薬を含む)	実包又は空砲	2,000,000 個
	信管又は火管	50,000 個
	銃用雷管	10,000,000 個
	工業雷管又は電気雷管	1,000,000 個
	信号雷管	250,000 個
	導爆線	50 キロメートル
	コンクリート破砕器	100,000 個
	導火管付き雷管	250,000 個
	制御発破用コード	10 キロメートル
	その他	その原料をなす火薬2トン又は爆薬1トン

注3 その他(化学廃液)については、含有する成分が同じ類別である場合は、その数量は腐食性物質、毒物類、引火性液体類、可燃性物質類及び酸化性物質類のいずれかの類別に当てはめた数量とします。

5 危険物運搬許可

(1) 根拠

法第 22 条第4項

船舶は、特定港内又は特定港の境界付近において危険物を運搬しようとするときは、港長の許可を受けなければならない。

(2) 申請者

船長又は一等航海士等の船舶の職員若しくは委任を受けた船主、代理店等

(3) 様式

第7号様式

(4) 提出方法

NACCS、窓口への提出、郵送

郵送の場合は、必要料金分の切手を貼付し宛先を記載した返信用封筒を同封のうえ、長崎海上保安部交通課あて郵送してください。

(5) 対象船舶

同一特定港内又は境界付近において、危険物を運搬しようとする船舶

(6) 留意事項

- ① 運搬とは、運搬の始発、終着の両地点がその特定港内又は境界付近にある場合をいいます。
- ② 運搬の許可を受けた船舶は、その運搬に伴う積込み及び荷卸しの許可を併せて受けたものとみなします。
- ③ 申請書類及び荷役許容量等に関する留意事項は、前述の危険物荷役許可と同じです。
- ④ 運搬の許可を受けた船舶が他船に積込む（荷卸）場合、荷役する危険物が他船の船用品でない場合（貨物）は、他船も危険物荷役の許可が必要です。

6 危険物荷役、運搬包括許可

(1) 要件

危険物（火薬類を除く。）の荷役又は運搬について、次のような要件を満たす場合は、一船ごとに1か月以内の期間に限り、包括的に許可申請をすることができます。

- ① 危険物の種類、数量その他を勘案し、危険が少ないと認められること。
- ② 荷役又は運搬の回数が非常に多いこと。（概ね月 10 回以上）
- ③ 荷役する危険物の性状が毎回同一又は類似のものであり、数量もほぼ一定であること。
- ④ 危険物の専用船であること。
- ⑤ 一般船舶であるときは荷役量が少ないこと。
- ⑥ 船内の火気管理が十分であること。
- ⑦ 荷役場所は、D岸壁（岸壁区分がDに属するバース）であること。その他の場所であるときは、荷役量が少なく場所が一定であり、D岸壁に準じて安全対策措置が講じられていること。
- ⑧ 荷役船舶において適正な荷役安全管理が行われていること。

(2) 申請者

船長又は一等航海士等の船舶の職員若しくは委任を受けた船主、代理店等

(3) 様式

第7号様式の表題を「危険物荷役（運搬）包括許可申請書」と修正して提出してください。

(4) 提出方法

電子メール(受付のみ)、窓口への提出、郵送

郵送の場合は、必要料金分の切手を貼付し宛先を記載した返信用封筒を同封のうえ、長崎海上保安部交通課あてに郵送してください。

(5) 留意事項

許可期間中の実績表を一船ごとに、翌月7日までに提出してください。

7 危険物専用岸壁承認願

(1) 本承認願の制度

あらかじめ最大着岸船舶及び最大荷役量を定め、荷役管理体制、諸設備、安全・防災対策等を承認願記載事項として、承認を得ることで、継続的に岸壁区分(A、B、C1及びC2)による荷役許容量を超過した荷役を行える制度である。

(2) 専用岸壁(D岸壁)の基準

① 立地条件

- 1) 荷役船舶の船首から船尾に至る間の陸岸が当該危険物又は類似の危険物を取り扱う事業所等の構内であること。

当該危険物又は類似の危険物を取り扱う事業所等以外の事業所等が含まれる場合は、当該事業所等の火気管理状況その他が適当と認められること。

事業所等の構内にない岸壁の場合は、岸壁上を常時又は一時的に占用し、立入りが禁止できること。

- 2) 原則として、付近の事業所等との調整がとれていること。

- 3) 引火性危険物の荷役を行う岸壁の場合は、岸壁上の荷役場所及び荷役船舶から石油類のタンク、ボイラー又は裸火を使用する作業場等火花や火気が生じるおそれのある場所までの距離が30メートル以上であること。

危険物が漏洩した場合に引火するおそれのないような地形又は構造の場合は、上記の距離を15メートル程度まで減ずることができる。

- 4) タンカーによる引火性危険物の荷役を行う岸壁の場合は、荷役船舶から他の停泊船舶までの距離が30メートル以上あり、また、付近航行船舶が30メートル以上離れて航行する余地が十分あること。

ただし、荷役船舶の大きさ、付近停泊船舶及び航行船舶の種類、大きさ、輻輳状況等により、上記の距離を適宜増減することができる。

② 電気、照明設備

引火性危険物の荷役を行う岸壁上の照明設備その他の電気設備は、防爆仕様のものであること。

③ 消防・防災設備等

- 1) 荷役船舶又は付近の建物に火災が発生した場合の消火、延焼防止、タンクの冷却、危険物への注水等のために必要な消火設備（消火栓の数、ホースの長さ等）が整備されていること（消防自動車用道路、自家用消防車の有無等も勘案）。
- 2) 危険物の種類によっては、化学消火設備を備え、又は危険物が漏洩した場合に危険を除去するに必要な要具、資材等を整備すること。
- 3) 消火栓、消火要具その他危険の除去に必要な要具等は、その所在位置を明確にしておき、荷役中は、即時使用可能な状態にしておくこと。
- 4) 緊急時の警報あるいは連絡に必要な設備を備えること。
- 5) 引火性液体類を取り扱うバースにあっては、危険物の種類に鑑み、有効な場合には、オイルフェンスの展張及び油吸着材等の使用について必要な措置が講じてあること。

④ 荷役安全管理体制

- 1) 当該事業所等における荷役の安全に関する業務を統括管理する者（以下「荷役統括管理責任者」という。）、荷役の実施及び安全を管理する者（以下「荷役管理責任者」という。）及び荷役管理責任者の指揮監督のもとに荷役現場において、荷役の安全を確認する者（以下「荷役作業責任者」という。）が適正に配置され、適切な荷役安全管理を行い得るよう社内の規則により、各責任者間の関係、荷役の実施及び安全管理に関する責任分担等が明確にされていること。

なお、小規模の事業所等においては、荷役管理責任者が、荷役作業責任者を兼務することができるものとする。

- 2) 責任分担には、船舶における荷役安全確認の実施結果の把握、確認及び荷役実施時の現場立会いに関する事項が含まれていること。
- 3) 当該事業所等のバースを他の事業者を使用させる場合、荷役作業の全部又は一部を他の事業者に委託する場合等施設の管理運営業務若しくは荷役作業の全部又は一部が当該事業所等以外の者によって行われる場合には、両者の行う当該業務の内容及び安全管理に関

する責任分担が明確にされていること。

4) 当該事業所等の本社等上部機関における安全担当部門の組織、責任者及び職務内容（安全に関する総合調整、企画、教育研修、事業所等に対する指導、助言、安全点検等）が記載されるとともに、荷役安全管理体制の中での位置付けが明確にされていること。

5) 荷役統括管理責任者は、原則として、荷役の安全に関する業務を統括管理する者とし、その他の責任者は、危険物荷役に関し、適当な知識経験を有する者であること。

⑤ 荷役監督要領

1) 荷役作業時（荷役作業前後の準備時等を含む。）における責任者の配置（場所、人数等）、責任者の行う荷役安全管理業務の具体的な内容（安全確認、現場立会い、報告、安全管理記録、安全点検等）及び当該業務の具体的な執行方法（指示及び安全確認の手段等）が明確に記載されていること。

なお、施設の管理運営形態等（前記④3）参照）、荷役船舶等により荷役作業体制が異なる場合には、その体制ごとに記載されていること。

2) 安全確認については、荷役作業責任者による船側荷役安全確認実施結果の具体的な把握、確認が、また、現場立会いについては、荷役作業責任者による作業開始時等荷役の安全管理上重要な時点における立会いが、少なくとも定められていること。

3) 承認願の安全対策その他荷役中の注意事項を、荷役関係者及び船舶乗組員に周知させる措置が講じてあること。

⑥ 火気の使用及び立ち入りの禁止の要領

1) 引火性危険物の荷役を行う場合は、岸壁上の荷役場所及び荷役船舶から 30 メートル以内の陸岸においては、次の事項を禁止し、必要に応じ、境界柵を置き、注意事項を掲示し、警備員を配置する等の措置が講じてあること。

地形その他を勘案の上、危険物が漏洩した場合に引火のおそれがないと認められる場合は、上記の距離を 15 メートル程度まで減ずることができる。

・関係者以外の立入り

・消防自動車及び荷役危険物を運搬する自動車以外の自動車の立入り

- ・マッチ、ライターその他火炎又は火花を発するおそれのある器具の携行
 - ・喫煙その他火気の使用
 - ・携帯電話、スマートフォン、デジタルカメラ等は、電源を切っておくとともに、使用にあたっては、荷役責任者の了解を得ること。
- 2) 引火性危険物以外の危険物の荷役を行う場合、岸壁上の荷役場所付近に対し、上記1)に準じた措置をとること。
 - 3) 立入禁止区域外においても適正に火気の管理が行われていること。

⑦ その他

- 1) 着栈中の引火性危険物を積載したタンカーから30メートル以内の水面に他船が接近しないよう、30メートル以遠から視認できる標識を設置するか警戒船(員)を配置することとしていること。
- 2) 緊急時の警報、構内の連絡、着栈中の船舶、港長及び消防機関等に対する通報に関する方法を定め、関係者に周知させる措置が講じてあること。
- 3) 事故の発生を防止するためのマニュアル及び事故発生時における初期対策、避難(着栈中の船舶の緊急離脱のための栈橋作業員の手配及び緊急時に本船乗組員が帰船するための構内立入りの許可に関する事項を含む。)等に関するマニュアルを作成し、関係者に周知させる措置が講じてあること。

(3) 専用岸壁の承認

- ① 危険物の荷役に使用するバース(D岸壁)の取扱いを受けようとする事業所等(所有者等当該バースを管理する者)の代表者は、36頁を参考に承認願を作成し、提出用1部のほか、申請者の控えとして必要な部数を窓口を持参してください。
- ② 承認願の提出に当たっては、危険物荷役作業手引き、安全規則、防災規則等の手引書等を作成している場合には、これを添付してください。
- ③ 添付物としては、位置図、構内配置図、タンク配置図、照明・消火・防災設備等の配置図、船舶の係留状況図、各種手引書等があります。
- ④ 承認願記載事項に変更が生じた場合は、前記様式の表題を「危険物専用岸壁変更承認願」として、変更の理由、内容(新旧対象)を記載して提出してください。

なお、次の事項に係わる変更については、変更届として提出してください

い。

- 1) 荷役岸壁の名称
- 2) 月間荷役量(量的に減少する場合に限る。)
- 3) 1回の最大荷役量(量的に減少する場合に限る。)
- 4) 最大荷役船舶の要目(船型が小型化する場合に限る。)
- 5) 陸上の輸送計画
- 6) 設備(安全性が低下しないと認められる場合に限る。)
- 7) 安全管理に関する責任者の職名、氏名及び受有資格
- 8) 本社等の安全担当部門の組織、責任者及び職務内容
- 9) その他港長が軽微な変更と認める事項

長 崎 港 長 殿

住所
名称
代表者

危険物専用岸壁承認願

下記のとおり危険物専用岸壁承認願の承認を受けたいので、関係資料を添えて申請いたします。

記

1 荷役岸壁の名称、位置及び構造

バース、付近の建物、石油類のタンク等の関係位置を示す図面を添付すること。

2 荷役計画

取扱い危険物の種類、月間荷役量、1回の最大荷役量、最大荷役船舶の要目、荷役方法、荷役能力、陸上の輸送計画等について記載すること。

3 設備

- (1) 電気、照明設備
- (2) 消防設備
- (3) 海洋汚染設備
- (4) その他の安全防災設備

4 荷役安全管理体制

荷役の安全管理に関する組織及び責任者の職名、氏名、受有資格、経験年数、責任分担等について記載すること。

5 安全対策

- (1) 荷役監督要領
- (2) 火気の使用及び立入り禁止の要領
- (3) 荷役中の注意事項
- (4) 緊急時の対応要領

第6 工事・作業及び行事

I 工事作業許可

(1) 根拠

法第31条

- 1 特定港内又は特定港の境界附近で工事又は作業をしようとする者は、港長の許可を受けなければならない。
- 2 港長は、前項の許可をするに当り、船舶交通の安全のために必要な措置を命ずることができる。

(2) 申請者

- ① 工事又は作業の実施責任者（工事・作業の実施について指揮監督する権限を有する者。）
- ② 請負契約を結んで工事・作業を実施する場合は、原則として元請業者

(3) 様式

第9号様式

工事、作業、行事の様式が共通になっていますので、表題は工事作業の場合は「工事作業許可申請書」と、作業のみの場合は「作業許可申請書」と記載してください。

(4) 提出方法

電子メール（受付のみ※）、窓口への提出、郵送

郵送の場合は、必要料金分の切手を貼付し宛先を記載した返信用封筒を同封のうえ、長崎海上保安部交通課あて郵送してください。

※ 港長（部長）による審査終了後の許可書受領は、窓口での受領をお願いします。

(5) 提出時期

原則として、工事作業に着手する1か月前までに提出してください。

(6) 提出部数

1部（許可後、申請書鑑のコピーに許可印を押印し、交付します。）

(7) 必要書類

工事・作業許可申請の場合は、工事・作業の内容により異なりますが、概ね次のような順番で書類を添付してください。

- ① 申請書（鑑）
- ② 作業位置図
- ③ 工事概要
- ④ 工程表

- ⑤ 施工フロー図
- ⑥ 工事作業の方法
- ⑦ 施工計画図面、平面・断面図
- ⑧ 事故防止措置
- ⑨ 緊急連絡体制表
- ⑩ 使用船舶一覧表
- ⑪ 契約書又は発注証明書の写し等

(8) 留意事項

- ① 法第31条の「港の境界附近」とは、工事又は作業が当該港における船舶の出入又は在港船舶に影響のある範囲をいいます。
- ② 「工事」と「作業」には明確な区別はありませんが、概念的に工事とは行為の行われた場所において将来的に施設が存在する等してその他のこん跡を残すもの、作業とはこん跡を残さないものとして区別しています。
- ③ 一般的に工事又は作業と呼ばれるものでも、船内における清掃作業等、その行為の及ぼす影響が当該船内に限られるもので、港内の船舶交通を阻害するおそれのない行為及び船舶の離着岸や荷役等、港内で通常行われる行為については除外されます。
- ④ 定置網、のり養殖棚、かき棚、真珠養殖棚、生け簀等の漁業に関する工作物を設置する場合は「工事又は作業」に該当します。
- ⑤ 潜水して作業する場合は、器具を用いると否とにかかわらず、作業に該当します。
- ⑥ 水面上における橋梁築造、岸壁補修、架線設置及び施工に伴い、陸上から水面上に構造物が張り出す場合は、工事又は作業に該当することがあります。
- ⑦ 法第31条第2項の港長の命ずる措置には、次のようなものがあります。
 - 1) 作物が設置される場合、当該工作物の存在を知らせる標識の設置
 - 2) 油の流出又は貨物等の散乱を防止するための必要な措置
 - 3) しゅんせつ、埋立て等が行われる場合の当該作業区域を明示する標識の設置
 - 4) 潜水作業等が行われる場合の他船の接近を警戒防止するための措置
 - 5) 船底清掃作業が行われる場合のごみ等脱落防止の措置
 - 6) その他必要に応じて、実施場所又は区域の縮小、時期・時間の変更

及び方法の変更等

- ⑧ 許可を受けた内容に変更が生じた場合は、「工事・作業・行事内容変更許可申請書」を提出のうえ、変更の許可を受けてください。

(9) 海域利用者との調整

埋立造成、工作物の設置等の工事作業を実施する場合は、事前に周辺の海域利用者に対し工事方法等を十分説明し、工事作業が円滑に行えるように調整してください。

(10) 工事・作業の対象とならないもの

- ① 船内において行われる清掃作業等、その行為が及ぼす影響が船内に限られるもので、港内の船舶交通を阻害するおそれのない行為。

ただし、船内で行われるものであっても、船体、機関、補機、甲板機械の修繕等船舶の運航機能に直接支障がある修繕であり、修繕中は容易に運航できず、復旧が容易に出来ないような工事・作業を行うときは、別途、港則法第7条に基づき「修繕届」を提出しなければなりません。

- ② 船舶の離着岸及び荷役等、港内で通常行われる行為
③ 定置網等の工作物を設置した後に行われる通常の漁ろう活動

(11) 申請書作成要領

① 目的及び種類

発注者からの工事名称をそのまま記載せず、実際に行う工事内容を下記記入例を参考に簡潔に記載してください。

記入例

- 1) 長崎港第〇区〇〇岸壁前面海域を－〇mに維持するためのしゅんせつ工事
2) 〇〇岸壁の損傷状況を調査するための潜水作業
3) 目的: 〇〇岸壁付近の静穏度を高めるために、港湾計画に基づき〇〇防波堤を築造するもの。
種類: 防波堤築造の第Ⅰ期工事として床堀り、土砂の置き換え、基礎捨石工を施工するもの。

② 期間及び時間

実際に海上で工事作業を行う期間及び時間を、下記記入例を参考に記載してください。

1 か月以上の長期に及ぶ工事作業、工事の進捗に伴い工事作業の内容が変わる場合は、予備日を含んだ工程表を添付してください。

記入例

- 1) 令和○年○月○○日～令和○年○月○○日（別添工程表参照）
毎日○○○○から○○○○まで
（予備日 令和○年○月○○日～令和○年○月○○日）
- 2) 作業日 令和○年○月○○日○○○○から○○○○まで
（予備日 令和○年○月○○日○○○○から○○○○まで）

工期が長期間（概ね1年以上）に及ぶ工事などは、工程ごとに区切って申請してください。

申請期間について不明なことがあれば、事前に窓口にご相談してください。

③ 区域又は場所

- 1) 工事作業区域を設定する場合は、一般船舶への影響を少なくするため必要最小限の範囲としてください。
- 2) 作業区域、施工区域等を表す場合は、できる限り海図に表示されている灯台、信号所等の著名物標からの方位、距離で記入してください。
なお、灯台名称は灯台表に記載された名称を使用し、灯浮標等の移動するものは基点に使用しないでください。
- 3) 必ず作業区域、施工区域を記載した図面を添付してください。
海図等を複製して図面を作成しても差し支えありません。
- 4) 長崎港○○区○○岸壁前面海域等と、下記記入例を参考に記入してください。

記入例

- 1 区域が円の場合
○○灯台から○○度○○○メートルを中心とする半径○○メートルの円内海面
- 2 区域の場合
次の各地点を順次に結んだ線及び陸岸により囲まれた海面
 - A ○○灯台から○○度○○○メートルの地点（岸線上）
 - B A 地点から○○度○○○メートルの地点
 - C B 地点から○○度○○○メートルの地点
 - D C 地点から○○度○○○メートルの地点（岸線上）

④ 方法

- 1) 工事作業の方法及び手段を、施工順序に従って関係図面等を用いて簡潔明瞭に記入してください。

- 2) 火薬類を使用する工事作業は、爆破による影響の範囲等を詳細に記載してください。
なお、火薬類等の危険物を船舶で運搬する場合は、別途危険物荷役・運搬許可を受けてください。
- 3) 工事作業に使用する船舶は、用途、船名、総トン数（全長、全幅、喫水）、出力（警戒船にあつては速力）、電話番号等を、一覧表等にして添付してください。
- 4) 潜水作業については、潜水方法、潜水者数、潜水時間等を記入してください。
- 5) 付近の可航幅（工事・作業を実施する周辺海域を船舶が航行できる幅員）を著しく狭くする工事作業については、図面等に可航幅を明記してください。
また、作業船のアンカー等の敷設あるいは工作物を海面に張り出す場合は、詳細図を用いて船舶、岸壁等から張り出すワイヤー等の長さを記載してください。
- 6) 作業船・土運船等が、作業区域へ頻繁に出入りする場合は、1 日当たりの入域隻数を記載してください。

記入例

1 工事概要

〇〇護岸（前面水深－〇〇m、延長〇〇〇m、天端高＋〇〇m）を築造するため、しゅんせつ船、杭打船、ガット船等を使用して、下部工及び上部工を施工するもの。（工事フローチャート、要領図参照）

2 準備工

小型クレーン船及び測量船により、本工事着手前に作業区域を明示する浮標識〇基（塗色黄色、灯質単せん黄光毎〇秒に1せん光、光達距離〇km、灯高〇m）及び黄色旗付き竹竿〇本を設置します。（標識設置位置図、灯浮標諸元表〇参照）作業日数約〇日、使用船舶クレーン船〇隻、測量船〇隻、警戒船〇隻設置した標識の維持管理は、別添標識管理要領に基づき、当社で行います。

3 深浅測量工

測量船1隻を〇〇方向、間隔〇〇m、速力約〇ノットで航走させ、音響測深儀により現状水深を測量します。作業日数約〇日。

4 しゅんせつ工

〇〇式しゅんせつ船により、－〇〇mまで掘削（約〇〇m³）し、土運船により〇〇埋立地へ運搬、揚土のうえ、指定処分地へ埋立用材として投入します。

土運船は1日当たり〇隻運航します。

作業日数約〇日、毎日しゅんせつ船〇隻、土運船〇隻、曳船〇隻使用
（しゅんせつ作業状況図、運搬経路図参照）

なお、運搬時の曳航全長は〇〇m以下で行います。

5 杭打ち工

杭打ち船を4点アンカーで係止し、台船により搬入した鋼管（直径〇cm、長さ〇m、〇本）を護岸に沿って打ち込みます。鋼管は海面上〇mに露出しますが、交通船により20m間隔で標識灯を設置します。

作業日数〇日、毎日杭打ち船〇隻、台船〇隻、曳船〇隻使用
（杭打ち作業状況図、標識設置図参照）

6 上部工

鋼管杭に台船を係留して、鋼管の上部に型枠を設置し、鉄筋工を施し、コンクリート船によりコンクリートを打設します。約〇日養生した後、型枠を撤去し、ガット船により背後に山土（約〇〇m³）を投入します。

作業日数約〇日、コンクリート船〇隻、ガット船は〇隻／日運航
（上部工作業状況図、ガット船運航図参照）

7 後片付工

測量船1隻により、作業海域の音響測深儀を行い、水深－〇mが確保されていることを確認し、小型クレーン船1隻により作業区域の灯浮標を撤去します。

作業日数約〇日
（後片付工作業状況図参照）

⑤ その他（事故防止措置等）

1) その他の項目には、許可を受けようとする工事、作業の安全対策のほか、付近航行船舶に対する安全対策を記入してください。

2) 事故防止措置（安全対策）は次の事項について記入してください。

- ・現場責任者、安全管理責任者等の氏名、連絡先及び安全管理体制
- ・標識の設置
- ・警戒船の配備
- ・荒天時等の工事作業の中止基準

- ・緊急時の連絡体制
 - ・関係先との調整状況及び周知状況
 - ・作業船の夜間停泊状況及び荒天時の避難先
- 3) 事故防止措置以外の事項として、次の事項についても記入してください。
- ・海洋汚染防止に関する措置
 - ・変更時の手続き、完了届に関すること
- 4) 作業の種類、規模等により異なりますが、下記記入例を参考にして記載してください。

記入例

- 1 本工事の現場責任者を〇〇〇〇と定め、作業全般の安全管理に対して監督させます。
 連絡先 昼間 〇〇〇-〇〇〇〇(〇〇(株)〇〇作業所)
 夜間 〇〇〇-〇〇〇〇(〇〇自宅)
- 2 施工に当たり、〇〇等からなる安全連絡会議を設け、工事作業の調整、安全対策の検討等を行います。
- 3 作業船には、海上衝突予防法に規定する標識を掲げます。(しゅんせつ、航路標識、海底電線、海底パイプラインの敷設、保守・引揚げ等他の船舶の進路を避けることができない作業時は、操縦性能制限船の標識)
- 4 潜水作業船には、海上衝突予防法に規定する国際信号書に定めるA旗を表す信号板を掲げます。
- 5 警戒船〇隻を配備し、作業区域に接近する船舶等に対して赤旗、拡声器等により注意を喚起し、事故防止に努めます。
- 6 作業区域を明示するため、〇〇図のとおり灯浮標(型式〇〇〇、塗色黄色、単せん黄光毎〇秒に1せん光、光達距離〇〇km、灯高〇m)〇基を設置します。
- 7 作業船のアンカーワイヤーが、一般船舶の航行に支障をきたすおそれがある場合は、アンカーワイヤーを緩めるか、作業を一旦中止し作業船を退避させます。
- 8 気象の変化に留意し、気象警報等が発令された場合、津波注意報・津波警報、大津波警報が発令された場合又は次の基準に達した場合は作業を中止し、作業船を〇〇へ避難させます。
 作業中止基準 (潜水作業等の場合)

風速 ○m／秒以上	(風速 ○m／秒以上)
波高 ○m以上	(波高 ○m以上)
視界 ○km以下	(視界 ○km以下)
	(潮流 ○ノット以上)

- 9 事故発生等、緊急事態が発生した場合は、別添緊急連絡系統図により、長崎海上保安部に通報するとともに、応急措置を施します。
- 10 工事中及び完成後の工作物には○○図のとおり標識灯(型式○○○、単せん黄光毎○秒に○せん光、光達距離○○km、灯高○m)○基を設置します。
- 11 作業船と警戒船とは、トランシーバーにより、また、潜水士と作業船とは水中電話により常時連絡設定しております。
- 12 作業船が作業現場に夜間停泊する際は、停泊灯を点灯するほか、甲板等を作業灯で照射します。また、アンカーワイヤーの水深ー○mの位置には灯浮標(型式○○、塗色、黄色、単せん黄光毎○秒に1せん光、光達距離○○km、灯高○m)を四隅にそれぞれ設置します。
- 13 工事作業の内容を周知するため、別添のとおりリーフレットを作成し、船社、代理店関係者等(周知先一覧表参照)へ配付します。

その他の記入例

- 1 工事作業に伴って発生する廃棄物及び油類等が、海上に落下、流出しないようにシートを展張して回収し、○○○に運搬して陸上で処分します。
- 2 浚渫に当たっては、別図のとおり周辺に汚濁防止膜を展張します。
- 3 浚渫土砂は、○○地区埋立て用材に流用するため、別添のとおり溶出検査を実施し、有害物質を含有していないことを確認しています。
- 4 工事作業許可書は、現場に携行し、いつでも提示できるようにします。
- 5 許可内容を変更する場合は、事前に変更許可申請を行います。

⑥ 緊急連絡系統図

緊急連絡系統図について、潜水作業が行われる場合は、再圧治療・高気圧酸素治療がある病院を緊急連絡体制表内に記載してください。

⑦ 使用船舶一覧表

工事・作業に使用する船舶については、用途、船名及び船舶所有者、総トン数、全長、全幅、喫水、船舶番号又は船舶検査済票番号、能力(曳船は推進馬力、警戒船は速力、起重機船は吊り能力、土運船は積載量、破棄

物船は登録番号)なお、一覧表等に必要事項を記載すれば、船舶検査証書、海技免状、小型船舶操縦免許証、潜水土免許、警戒船業務講習受講証明書の写しは不要です。

付近の船舶交通に影響のない品質管理、施工管理の内容については、記載は不要です。

2 磁気探査、警戒船配備等

(1) 磁気探査

しゅんせつ、ボーリング及び杭打ち等、海底に衝撃を与えたり、海底をかく乱する作業を行う場合は、事前に爆発物等の有無を確認するための探査を行い、工事に着手するまでにその成果を提出してください。

(2) 警戒船の配備

海上保安庁では、海上において行われる工事作業等に係る警戒船の配備基準を行政指導指針として制定しており、次のいずれかに該当する工事作業等には、警戒船を配備して実施してください。

- ① 告示又は公示による交通制限が必要な工事作業等
- ② 船舶交通が特にふくそうする航路及びその周辺海域における工事作業等
(航行船舶の進路を避けることが容易な方法で行われるものを除く。)
- ③ 爆破作業、危険度の高い潜水作業などの工事作業等
- ④ 航行船舶の可航水域が狭められる工事作業等
- ⑤ 港則法施行規則の規定に基づくえい航制限の免除許可を受けたえい航作業
- ⑥ 上記のほか、船舶交通の危険又は混乱が生ずるおそれのある工事作業等

3 工事作業区域の明示

工事作業等に使用する灯浮標の形状、灯質等については、「浮標式を定める告示(昭和58年7月5日、海上保安庁告示第131号)」に準じて取扱い、工事作業区域を明示する標識を設置する必要がありますが、光力等によっては航路標識法に基づく許可を必要とする場合がありますので、長崎海上保安部交通課(電話095-829-2819)へ問合せってください。

標識を設置する場合は、標識に管理者及び連絡先を明記し、維持管理の

方法を記載してください。

4 海洋施設設置届

海域に海洋施設（人を収容することができる構造の工作物、物の処理、輸送又は保管の用に供する工作物等で、陸地との往来ができないもの。）を設置しようとする者は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第18条の3に基づき、長崎海上保安部長に「海洋施設設置届」の提出が必要となりますのでボーリング櫓、作業台等を設置する場合は、ご注意ください。

なお、この事務は長崎海上保安部警備救難課（電話 095-827-5134）が担当しています。

5 水路の保全

海上において工事、作業を行う場合は、水深の減少、廃油等の投棄、推進器等の損傷、船舶交通の流れの阻害等を防止するため、船舶が通航する水路を保全しなければなりません。このため、工事等の実施責任者は、資機材の脱落・流失防止の措置を講ずるとともに、安全教育においては作業従事者に十分徹底しておく必要があります。

法第23条

- 1 何人も、港内又は港の境界外1万メートル以内の水面においては、みだりに、バラスト、廃油、石炭がら、ごみその他これらに類する廃物を捨ててはならない。
- 2 港内又は港の境界付近において、石炭、石、れんがその他散乱するおそれのある物を船舶に積み、又は船舶から卸そうとする者は、これらの物が水面に脱落するのを防ぐため必要な措置をしなければならない。
- 3 港長は、必要があると認めるときは、特定港内において、第1項の規定に違反して廃物を捨て、又は前項の規定に違反して散乱するおそれのある物を脱落させた者に対し、その捨て、又は脱落させた物を取り除くべきことを命ずることができる。

また、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律には、船舶、海洋施設等からの油や廃棄物の排出の規制がありますので、海洋汚染の防止に十分配慮して施工してください。

6 水路業務法にかかる手続き

工事に伴い水深が変化するような場合は、所定の水深を維持していることを確認するための水路測量を行う必要があるほか、新たな工作物を設置した場合や海図に記載されている水深に変化を生じた場合は、水路業務法に基づく海図補正の手続きを行う必要があります。

海図補正の手続き事務は、第七管区海上保安本部海洋情報部監理課（電話 093-321-2931（代））が担当しています。

7 行事許可

(1) 根拠

法第 32 条

特定港内において、端艇競争その他の行事を使用とする者は、予め港長の許可を受けなければならない。

(2) 申請者

行事実施責任者（行事全般の指揮監督を行う権限を有する者）

(3) 様式

第9号様式

様式は工事、作業、行事が共通となっていますので、表題を「行事許可申請書」として提出してください。

(4) 提出方法

電子メール（受付のみ）、窓口への提出、郵送

郵送の場合は、必要料金分の切手を貼付し宛先を記載した返信用封筒を同封のうえ、長崎海上保安部交通課あてに郵送してください。

(5) 留意事項

- ① 行事とは、端艇競争のほか、祭礼、パレード、海上訓練、海上カーニバル、海上花火大会、遠泳大会、海上デモ等で、一般的には一定の計画の下、統一された意思に従って多数のものが参加して行われる社会的な活動をいいます。

なお、海上デモ等を1隻で行う場合でも、航行形態によっては許可が必要な場合があります。

- ② 参加する船艇が少数であっても水域を占用（ブイ等の設置を含む。）したり、船隊を組む等して港域内（航路や泊地を含む。）を通常の航行形態とは異なった形で航行する場合は行事に該当します。

- ③ 一船内において行われる納涼大会等は、当該船舶が通常の航行形態とは異なった形で行動することのない限り、本条の行事には該当しません。

(6) 申請書作成要領

- ① 行事の目的及び種類を下記記入例を参考に簡潔明瞭に記載してください。

記入例

〔目的及び種類〕

- 1) 海洋汚染防止思想普及活動のための海上パレード
- 2) 油流出事故を想定したオイルフェンス展張訓練
- 3) 帆走技術向上のための第〇回〇〇杯ヨットレース大会
- 4) 第〇回海の祭典協賛行事のためのモーターボート試走展示会

- ② 期間及び時間

行事の開始及び終了年月日、時刻を正確に記載してください。行事開始前の準備作業及び終了後の後片付け等で海面を使用する場合の時間も、行事時間として記載してください。なお、数日間にわたる行事については、そのスケジュール表を添付してください。

記入例

〔期間及び時間〕

令和〇年〇月〇〇日 〇〇〇〇から〇〇〇〇まで
(予備日 令和〇年〇月〇〇日 〇〇〇〇から〇〇〇〇まで)
(詳細なスケジュールは別添のとおり)

- ③ 区域又は場所

行事の行われる場所又は経路を明確に記載し、位置図及び航行経路図等を必ず添付してください。

基点は、灯台等の海図に記載された著名物標からの方位、距離を基に、行事の行われる範囲を明確に記載してください。

記入例

〔区域又は場所〕

長崎港〇〇区〇〇岸壁前面海域
〇〇灯台から〇〇度〇〇〇mを中心とした半径〇〇mの円内海面(行事区域図参照)

④ 方法

行事の方法を順追って具体的に記載し、実施計画書等を作成した場合は添付してください。行事の参加人数、パレードの場合は船隊の編成状況、参加船艇(船名・トン数等)、航行速力や旗りゅう信号、音響信号等を使用する場合もその旨記載してください。

⑤ その他(事故防止措置等)

- 1) 現場における責任者の住所氏名、連絡先
- 2) 指揮系統及び連絡方法
- 3) 行事参加者に対する危険防止措置
- 4) 他船に対する警戒措置等
- 5) 行事の中止基準
- 6) 緊急連絡体制
- 7) 関係先に対する周知状況
- 8) 標識等の形状

(7) その他

港内においてドローン(無人航空機)を飛行させるにあたり、航空法等の関係法令規則等が遵守されることを前提に、許可申請の必要の有無について概ね次のとおり判断します。

① 許可が必要な場合

無人航空機の飛行に付随し、海上に作業船を配置又は海上に工作物を配置する等、一定の水域占有を伴うことで、船舶交通に影響を及ぼすおそれがある場合

〔一例〕

- 1) 無人航空機の操縦や離発着のため、同機を操縦する者が乗船する船舶等が一定の水域を占有し、船舶交通に影響を及ぼすおそれがある場合
- 2) 撮影等の対象の物(船舶等)が一定の水域を占有し、船舶交通に影響を及ぼすおそれがある場合
- 3) 競技又は曲芸等の飛行に必要な工作物(パイロン等)を設置することにより、一定の水域を占有し、船舶交通に影響を及ぼすおそれがある場合
- 4) 無人航空機の飛行イベントにおいて観覧する船舶による混雑が見込まれ、船舶交通に影響を及ぼすおそれのあるもの

② 許可が不要な場合

- 1) 飛行高度に関わらず無人航空機の飛行のみの場合
- 2) 無人航空機の飛行に付随する船舶が他の船舶を避けることができ、船舶交通に影響をおよぼすおそれがない場合

③ 申請手続き

許可が必要と判断された場合は、上記「行事許可申請」と同様の手続きにより、許可申請を港長あて申請願います。

第7 港則法に基づく制限等

I 進水届、入出渠届

(1) 根拠

法第 33 条

特定港の国土交通省令で定める区域内において長さが国土交通省令で定める長さ以上である船舶を進水させ、又はドックに出入させようとする者は、その旨を港長に届け出なければならない。

規則第 20 条

法第 33 条の規定による特定港内の区域及び船舶の長さは、別表第三のとおりとする。

別表第三（一部抜粋）

区域	船舶の長さ
長崎港第1区、第2区、第4区	25メートル

(2) 届出者

船舶を進水又は入出渠（上下架を含む。）させる造船所等の進水又は入出渠作業の責任者

(3) 様式

第 10 号様式

届け出る内容により不要な文字を削除し、「進水届」、「入出渠届」等として提出してください。

(4) 提出方法

電子メール（受付のみ）、窓口への提出、郵送

郵送の場合は、必要料金分の切手を貼付し宛先を記載した返信用封筒を同封のうえ、長崎海上保安部交通課あて郵送してください。

(5) 対象船舶

長崎港第1区、第2区及び第4区の全長 25 メートル以上の船舶

(6) 留意事項

- ① 付近通航船舶に影響を及ぼすおそれのある場合は、関係者への周知、警戒措置等の対策等を検討のうえ、その措置事項を記載した書面を添付してください。
- ② 進水等に伴って、前面海域にブイ等を設置する場合は、別途作業許可申請を行ってください。

2 竹木材水上荷卸、筏係留、筏運行許可

(1) 根拠

法第 34 条

特定港内において竹木材を船舶から水上に卸そうとする者及び特定港内においていかだをけい留し、又は運行しようとする者は、港長の許可を受けなければならない。

2 港長は、前項の許可をするに当り船舶交通安全のために必要な措置を命ずることができる。

(2) 申請者

竹木材水上荷卸し、筏係留又は筏運行の作業をしようとする責任者

(3) 様式

第 11 号様式

申請する内容により不要な文字を削除し、「竹木材水上荷卸許可申請書」、「筏運行・係留許可申請書」等として提出してください。

なお、筏の運行及び係留許可申請に当たっては、運行経路、係留範囲等を示す図面を添付してください。

(4) 提出方法

電子メール(受付のみ)、窓口への提出、郵送

郵送の場合は、必要料金分の切手を貼付し宛先を記載した返信用封筒を同封のうえ、長崎海上保安部交通課あて郵送してください。

(5) 留意事項

- ① 筏とは、竹、木材、鋼製フローター、プラスチックパイプ等を綱、ボルト、ワイヤー等で結合し一体として運搬、保存できる状態にしたものをいいます。
- ② 竹木材を水上に荷卸しする場合は、流出等を防止するためのネット等を展張するとともに、流出時には直ちに回収できるよう作業船等を待機させておいてください。
- ③ 荷卸し中の木材等の沈没を防止するため、荷卸の検数、沈下防止ネットの展張等の措置を講ずるとともに、荷卸し終了後は音響測深機又は潜水士等による海底探査を実施し、沈木を完全に引き揚げてください。
- ④ 筏の運行及び係留に当たっては、十分な固縛を行い流出防止に万全を期すとともに、流出した場合は直ちに回収してください。
- ⑤ 竹木材荷卸し、筏運行及び筏係留について、次のような要件を満たす

場合は、1か月以内の期間に限り、包括的に許可することができます。

なお、許可期間中の実績については、翌月7日までに提出してください。

- 1) 筏の大きさ、数、運行時間、運行区間その他の事項を勘案し、危険がないと認められること。
- 2) 筏運行及び筏係留を行う者において、適切な運行係留管理が行われていること。

3 えい航の制限

(1) 根拠

法第19条

- 2 第13条から前条までに定めるもののほか、国土交通大臣は、国土交通省令で一定の港における航法に関して特別の定めをすることができる。

規則第9条

船舶は、特定港内において、他の船舶その他の物件を引いて航行するときは、引船の船首から被えい物件の後端までの長さは200メートルを超えてはならない。

- 2 港長は、必要があると認めるときは、前項の制限を更に強化することができる。

(2) 適用除外（えい航制限の免除）

巨大物件、巨大船、特殊な作業等により、前述の制限事項を超えてえい航する場合は、えい航許可申請書を提出のうえ、許可を受けてください。

なお、次の場合は許可できない場合がありますので、ご注意ください。

- ① 船舶交通のふくそう時間帯にえい航する場合
- ② えい航経路が一般船舶の航行等に支障がある場合
- ③ えい船の能力が十分でない場合
- ④ 船舶交通のふくそう度等を勘案し、必要に応じた警戒船や補助曳船が配備されていない場合

また、えい航作業が港内における工事・作業と関係している場合で、工事・作業許可申請書にその内容及び安全対策等を記載している場合は、工事作業の許可を受けることをもって、本条項のえい航制限が免除されたものとして取り扱います。

4 私設信号使用許可

(1) 根拠

法第 28 条

特定港内において使用すべき私設信号を定めようとする者は、港長の許可を受けなければならない。

規則第 15 条

法第 28 条（法第 45 条の規定により準用する場合を含む。）の規定による許可の申請は、私設信号の目的、方法及び内容並びに使用期間を記載した申請書によりしなければならない。

(2) 申請者

港内で使用する私設信号を定めようとする者

(3) 様式

第8号様式

(4) 電子メール（受付のみ）、窓口への提出、郵送

郵送の場合は、必要料金分の切手を貼付し宛先を記載した返信用封筒を同封のうえ、長崎海上保安部交通課あて郵送してください。

(5) 留意事項

- ① 私設信号とは、国際信号書による旗りゅうや灯火、文字盤等の手段により、ある特定の意味を表すための信号をいいます。
- ② 国際信号書には、旗りゅう信号による船舶との交信の意味が規定されており、また、灯火等は航行管制を行う上で重要な意義を有していることから、これらと混同したり、不必要な信号を設定することによる混乱を防ぐために許可制度としているものです。
- ③ 国際信号書に定められている信号のほか、法令等に掲揚が定められている信号と同じ信号は許可できません。
- ④ 設定者は、国、地方公共団体、私企業体、私人等を問いません。
- ⑤ 海上保安庁では、現在、係留施設の使用に関する信号の発受業務は実施しておりませんので、信号を発する場所を海上保安庁の信号所とするものについては許可できません。

5 船舶交通の制限

(1) 根拠

法第 39 条

- 1 港長は、船舶交通の安全のため必要があると認めるときは、特定港内において航路又は区域を指定して、船舶の交通を制限し又は禁止することができる。
- 2 前項の規定により指定した航路又は区域及び同項の規定による制限又は禁止の期間は、港長がこれを公示する。
- 3 港長は、異常な気象又は海象、海難の発生その他の事情により特定港内において船舶交通の危険が生じ、又は船舶交通の混雑が生ずるおそれがある場合において、当該水域における危険を防止し、又は混雑を緩和するため必要があると認めるときは、必要な限度において、当該水域に進行してくる船舶の航行を制限し、若しくは禁止し、又は特定港内若しくは特定港の境界付近にある船舶に対し、停泊する場所若しくは方法を指定し、移動を制限し、若しくは特定港内若しくは特定港の境界付近から退去することを命ずることができる。ただし、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 42 条の8の規定の適用がある場合は、この限りでない。
- 4 港長は、異常な気象又は海象、海難の発生その他の事情により特定港内において船舶交通の危険を生ずるおそれがあると予想される場合において、必要があると認めるときは、特定港内又は特定港の境界付近にある船舶に対し、危険の防止の円滑な実施のために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(2) 制限の内容及び周知

- ① 港内において、船舶交通の安全を阻害するような事態が生じた場合に、港長が船舶の交通の制限等を行うことにより、船舶交通の安全を確保しようとするもので、一般的には航路や船舶交通のふくそう海域で大規模な工事等が行われる場合に、港長公示により航泊禁止、航行制限等の措置を取っています。
- ② 制限等を行う場合は、船舶交通の安全上必要がある場合に限られており、その期間、区域等も必要最小限に留めています。
- ③ 制限等を行った場合は、七管区水路通報、海の安全情報等への掲載及び海事関係団体へ通知しています。

- ④ 合わせて、公示文を長崎海上保安部の掲示板に掲示しています。
- ⑤ 法第 39 条第3項は、異常な気象及び海象により発生する自然災害や海難等の突発的な事情が生じた場合のように、法第 39 条第2項による公示の暇がなく直ちに現場において対処しなければならない場合に航行制限等を行うもので、海難現場等においては巡視船等で交通整理を行うほか、長崎海上保安部交通課から港長公示の内容を関係船舶へ周知します。

なお、重油、潤滑油等の油が流出し防除作業を行っている場合は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき、同様に巡視船等により一般船舶に対して当該海域からの退去、進入の中止等の航行制限を行う場合があります。

- ⑥ 法第 39 条第4項は、台風による暴風雨の接近のように予め交通の阻害事情や期間が判明している訳ではないが、船舶交通の危険が発生することが予想されるような事態において、危険防止の円滑な実施のために必要な措置を講ずべきことを港長が勧告できることを規定しているものです。

(3) 異常気象等発生時の船舶交通の制限(法第 39 条第3項及び第4項)

長崎港においては、長崎港に台風、津波及び副振動(あびき)等の災害の発生が予想される場合、長崎港長が実施する「長崎港における台風等の対策基準」に基づき、在港船舶等に対して所要の勧告を行っております。

勧告を発する場合は、定められた連絡系統により、電子メール、電話等で関係先に周知しますので、十分な時間的余裕をもって安全な場所に避難する等してください。

特に、高潮等のおそれがある場合は、岸壁等に係留しておくことは非常に危険ですので、十分留意してください。

第8 その他

I 長崎港の進路信号

(1) 根拠

規則第11条

船舶は、港内又は港の境界付近を航行するときは、進路を他の船舶に知らせるため、海上保安庁長官が告示で定める記号を、船舶自動識別装置の目的地に関する情報として送信していなければならない。

ただし、船舶自動識別装置を備えていない場合及び船員法施行規則（昭和22年運輸省令第23号）第3条の16ただし書の規定により船舶自動識別装置を作動させていない場合においては、この限りではない。

2 船舶は、釧路港、苫小牧港、函館港、秋田船川港、鹿島港、千葉港、京浜港、新潟港、名古屋港、四日市港、阪神港、水島港、関門港、博多港、長崎港又は那覇港の港内を航行するときは、前しょうその他の見やすい場所に海上保安庁長官が告示で定める信号旗を掲げて進路を表示するものとする。ただし、当該船舶が当該信号旗を有しない場合又は夜間においては、この限りでない。

進路表示は、従来は各錨地及び係留施設ごとに港長又はバース管理者との間の連絡方法として旗りゅうにより行っていましたが、船舶電話等の連絡手段が定着したこと等によりこれを廃止し、長崎港においても進路信号を定めました。

また、平成22年7月1日、「港則法及び海上交通安全法を一部改正する法律」が施行され、AIS（船舶自動識別装置）を搭載している船舶は、AISによる目的地情報として港内での進路を示す記号の入力が義務付けられましたので、入港時及び港内移動時には進路信号を表示してください。

(2) AIS（船舶自動識別装置）の目的地に関する情報として送信する記号

仕向港を示す記号

都道府県	仕向港	港を示す記号
長崎県	長崎	JP NMX

仕向港での進路を示す記号

港名	仕向港での進路	進路を示す記号
長崎	長崎漁港の係留施設に向かって航行する。	F
	第1区東側の係留施設に向かって航行する。	IE

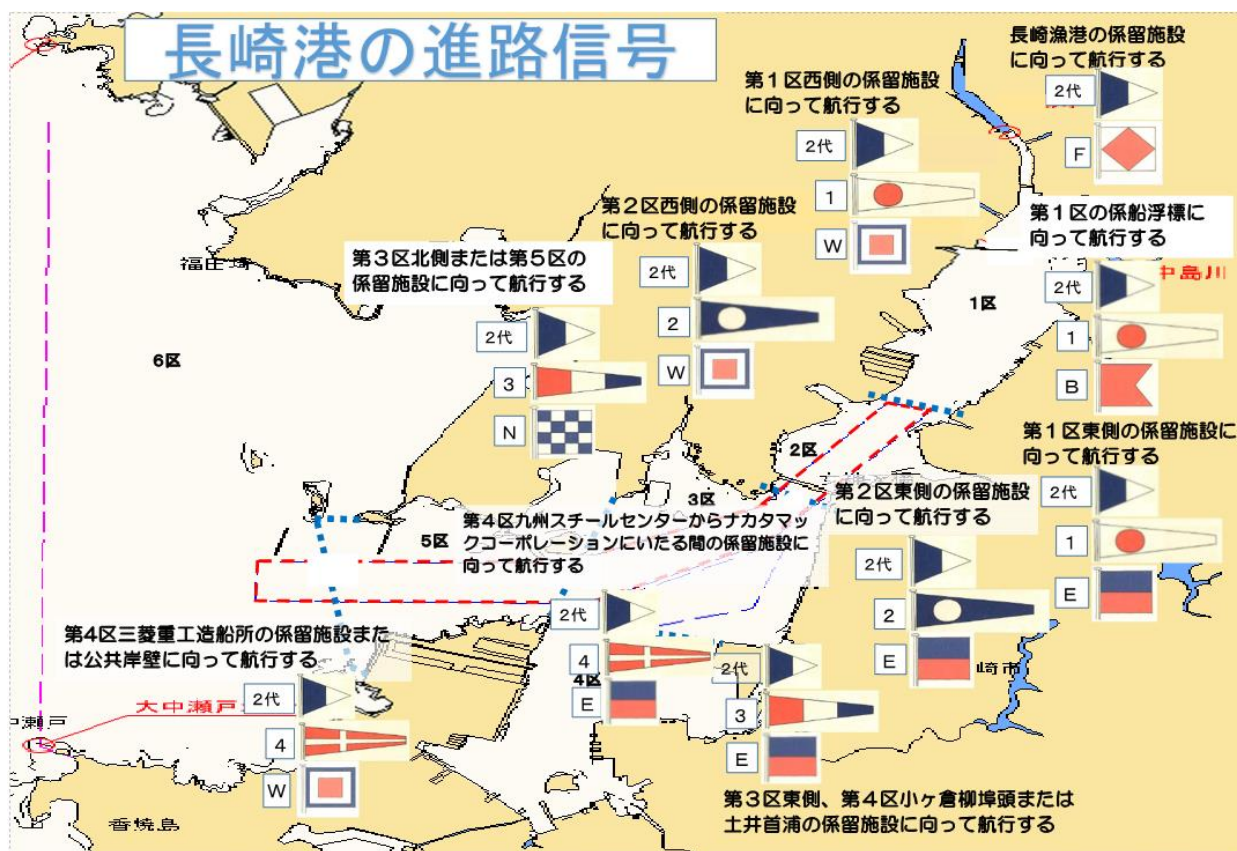
港名	仕向港での進路	進路を示す記号
長崎	第 1 区西側の係留施設に向かって航行する。	1W
	第 1 区の係船浮標に向かって航行する。	1B
	第 2 区東側の係留施設に向かって航行する。	2E
	第 2 区西側の係留施設に向かって航行する。	2W
	第 3 区北側又は第 5 区の係留施設に向かって航行する。	3N
	第 3 区東側、第 4 区小ヶ倉柳ふ頭又は土井首浦の係留施設に向かって航行する。	3E
	第 4 区九州スチールセンターからナカタマツクコーポレーションに至る間の係留施設に向かって航行する。	4E
	第 4 区三菱重工造船所の係留施設又は公共岸壁に向かって航行する。	4W

(例) 長崎港を仕向港として、長崎港では第1区西側の係留施設に向かって航行する場合は、「>JP NMX 1W」となる。

(3) 長崎港における行先信号

信号	信文
2代・F	長崎漁港の係留施設に向かって航行する。
2代・1・E	第 1 区東側の係留施設に向かって航行する。
2代・1・W	第 1 区西側の係留施設に向かって航行する。
2代・1・B	第 1 区の係船浮標に向かって航行する。
2代・2・E	第 2 区東側の係留施設に向かって航行する。
2代・2・W	第 2 区西側の係留施設に向かって航行する。
2代・3・N	第 3 区北側又は第 5 区の係留施設に向かって航行する。

2代・3・E	第3区東側、第4区小ヶ倉柳ふ頭又は土井首浦の係留施設に向かって航行する。
2代・4・E	第4区九州スチールセンターからナカタマックコーポレーションに至る間の係留施設に向かって航行する。
2代・4・W	第4区三菱重工造船所の係留施設又は公共岸壁に向かって航行する。



2 長崎港の特定航法

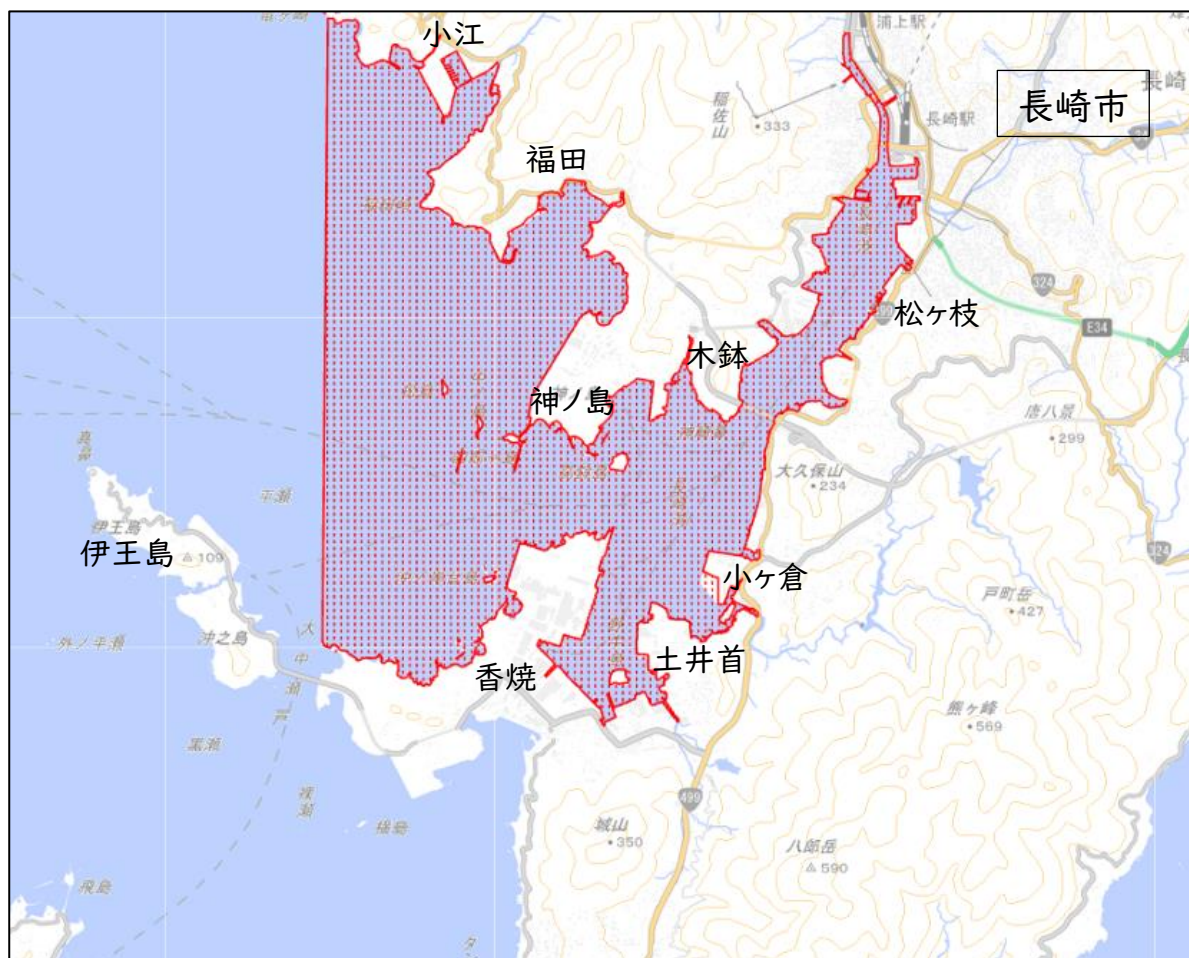
規則第45条に基づき、長崎港を航行する帆船は、長崎港第1区及び第2区を縫航してはならないと規定されているため、同区域を航行する際はご注意ください。

長崎海上保安部管内の特定港及び特定港以外の港（適用港）



● 特定港

▲ 特定港以外の港（適用港）



港則法区域

長崎港（特定港）

国土地理院(GSI)|海上保安庁(JCG)



港則法区域

三重式見港(適用港)

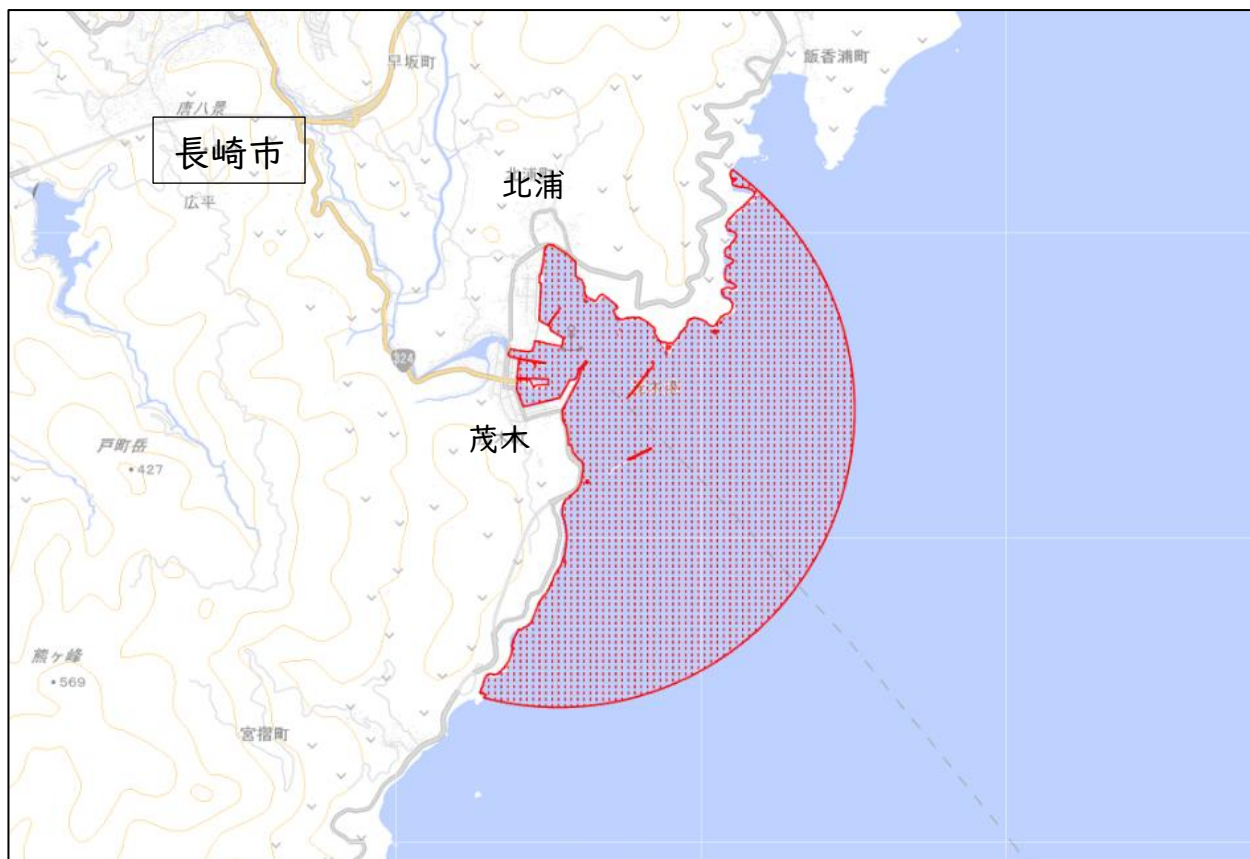
国土地理院(GSI)|海上保安庁(JCG)



港則法区域

脇岬港(適用港)

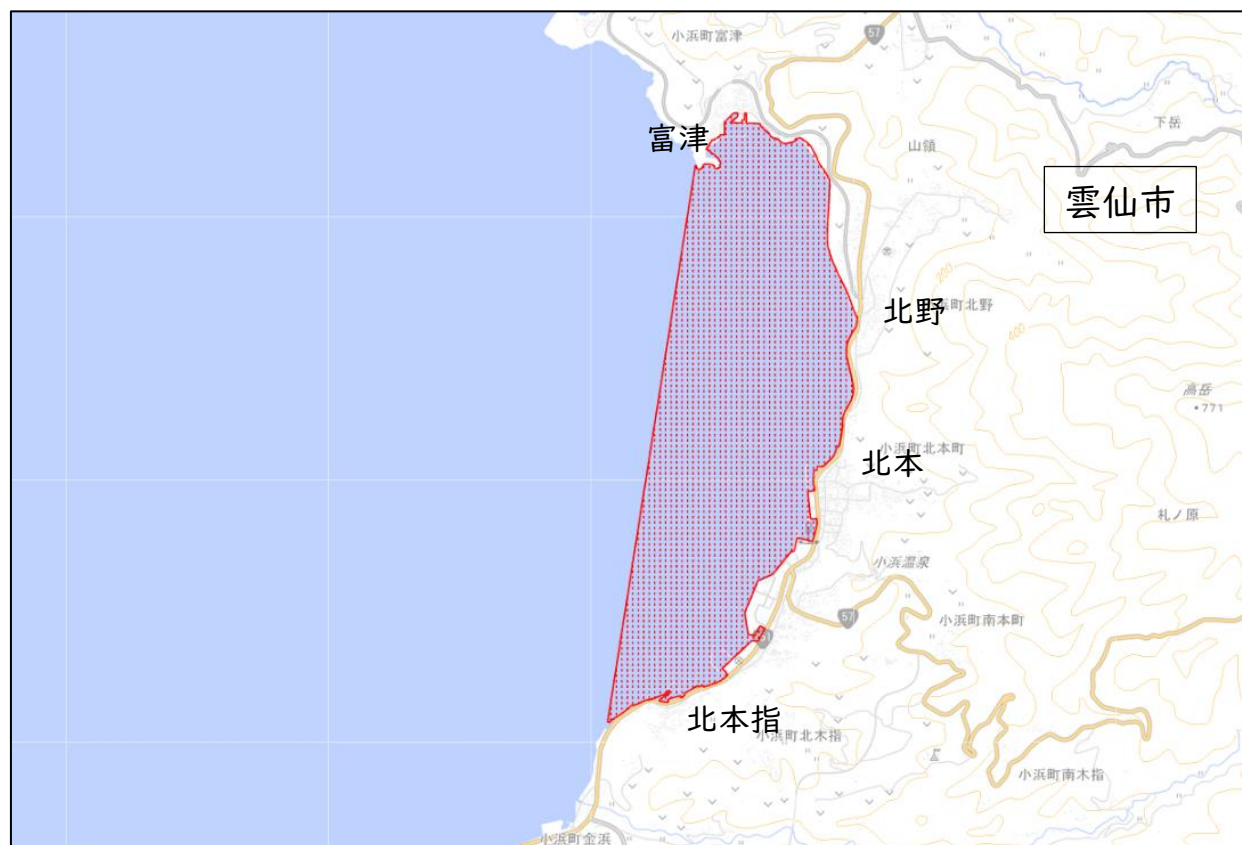
国土地理院(GSI)|海上保安庁(JCG)



港則法区域

茂木港(適用港)

国土地理院 (GSI) | 海上保安庁 (JCG)



港則法区域

小浜港(適用港)

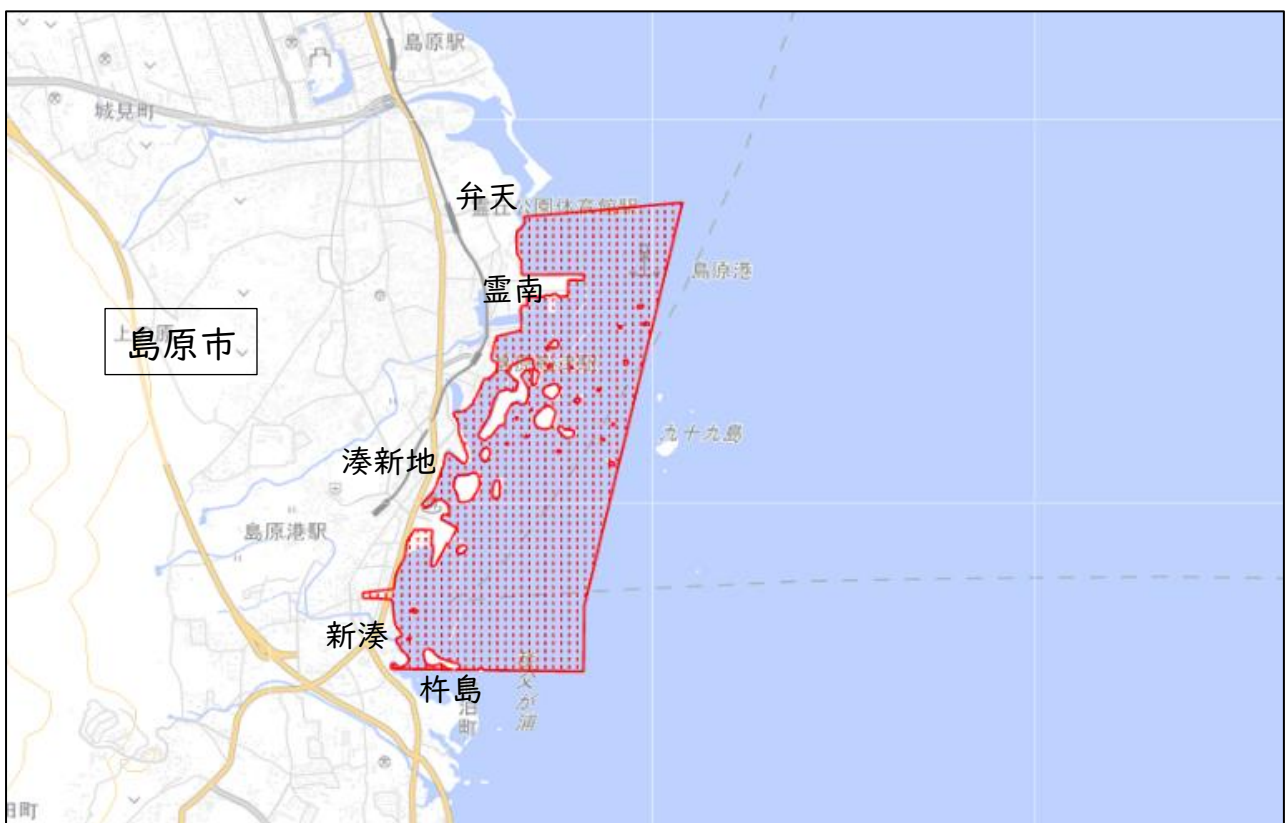
国土地理院 (GSI) | 海上保安庁 (JCG)



 港則法区域

口之津港(適用港)

国土地理院(GSI)|海上保安庁(JCG)



 港則法区域

島原港(適用港)

国土地理院(GSI)|海上保安庁(JCG)



港則法区域

国土地理院(GSI)|海上保安庁(JCG)



港則法区域

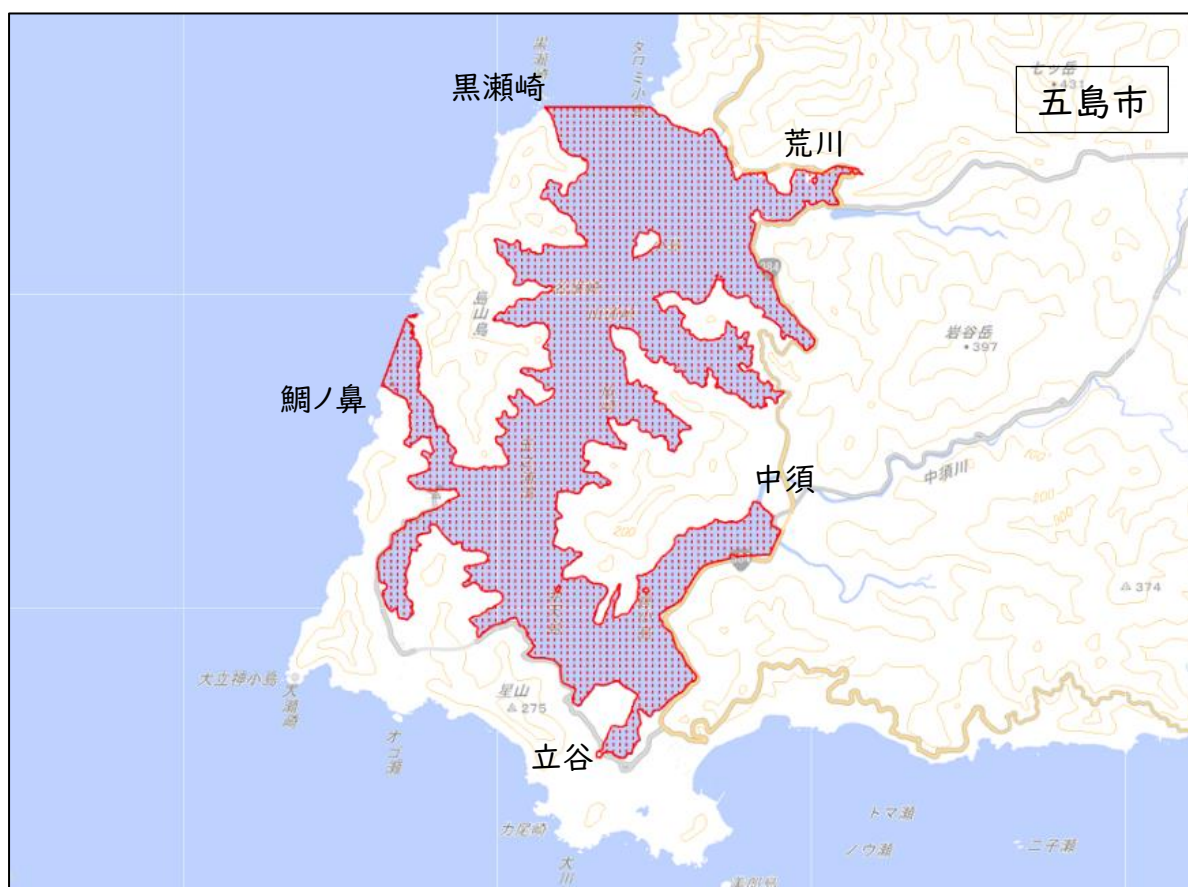
国土地理院(GSI)|海上保安庁(JCG)



港則法区域

富江港(適用港)

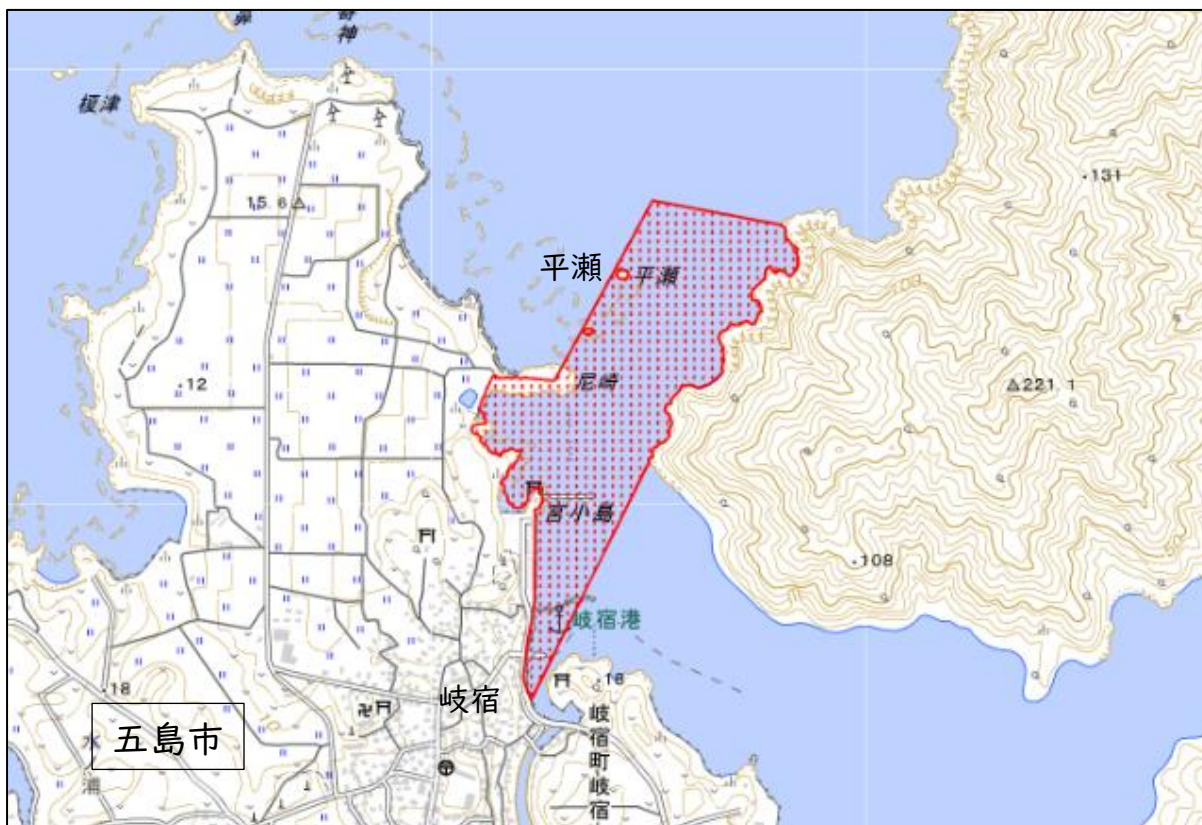
国土地理院(GSI)|海上保安庁(JCG)



港則法区域

玉之浦港(適用港)

国土地理院(GSI)|海上保安庁(JCG)



港則法区域

岐宿港(適用港)

国土地理院 (GSI) | 海上保安庁 (JCG)



港則法区域

奈良尾港(適用港)

国土地理院 (GSI) | 海上保安庁 (JCG)

第1号様式

入 出 港 届
GENERAL DECLARATION

		到着 Arrival	出発 Departure
1. 船舶の名称、種類及び信号符字 Name, Type and Call Sign of ship		2. 到着港／出発港 Port of arrival/departure	3. 到着日時／出発日時 Date-time of arrival /departure
4. 船舶の国籍 Nationality of ship	5. 船長の氏名 Name of Master	6. 前寄港地／次寄港地 Port arrived from/Port of destination	
7. 船籍港、登録年月日 [※] 及び船舶番号 Certificate of registry (Port; Date [※] ; Number)		8. 船舶の代理人の氏名又は名称及び住所 Name and address of ship's agent	
9. 総トン数 Gross tonnage	10. 純トン数 Net tonnage	船舶の運航者の氏名又は名称及び住所 Name and address of ship's Operator	
11. 港における船舶の位置(停泊地) Position of the ship in the port (berth or station)			
12. 航海に関する簡潔な細目(寄港地及び寄港予定地。積載されたままの貨物が荷揚げされる予定の港に下線を付す。) Brief particulars of voyage (previous and subsequent ports of call; underline where remaining cargo will be discharged)			
13. 貨物に関する簡潔な記述 Brief description of the cargo			
14. 乗組員の数(船長を含む。) Number of crew (incl. master)	15. 旅客の数 Number of passengers	16. 備考 Remarks	
添付書類の枚数 [※] Attached document [※] (Indicate number of copies)			
17. 積荷目録 Cargo Declaration	18. 船用品目録 Ship's Stores Declaration		
19. 乗組員名簿 Crew List	20. 旅客名簿 Passenger List	21. 日付 Date	
22. 乗組員携帯品申告書 Crew's Effects Declaration	23. 検疫申告書 Maritime Declaration of Health		

当局記入欄 For official use

24. 内航船舶

(注) 1 ※の付されている項目については、記入不要。
2 傷病者を緊急の治療のために上陸させる目的で寄港し、直ちに出发する意図を有する船舶については、8.欄のうち「船舶の運航者の氏名又は名称及び住所」の記入不要。
3 24.欄には、内航船舶に該当する場合のみチェックを付すこと。

Note 1 It is not necessary to fill in the item marked “※”
2 With regard to ships calling at ports in order to put ashore sick or injured persons for emergency medical treatment and intending to leave again immediately, it is not necessary to fill in “Name and address of ship's Operator” of the column “8”

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

第2号様式

入 出 港 届 省 略 許 可 申 請 書

年 月 日

港長 殿

申請者所属・氏名

船 舶 の 名 称		予 定 到 着 日 時 ／ 出 発 日 時	
船 舶 の 種 類			
信号符字又は 船 舶 番 号			
船 舶 の 国 籍			
船 長 の 氏 名			
総 ト ン 数			
乗 組 員 の 数 (船長を含む。)			
港における船 舶 の 位 置 (停 泊 地)		省 略 期 間	自 月 日
			至 月 日
船舶の代理人 の 氏 名 又 は 名 称 及 び 住 所			
主 な 航 行 海 域 (航 行 経 路)			
貨物に関する 簡 潔 な 記 述			

(第2号様式)

注意

- 1 申請者が船長の場合は「船長の氏名」の記載を要しない。
- 2 「船舶の代理人の氏名又は名称及び住所」の欄には、代理店が設定されている場合は代理店の名称、住所及び電話番号を、また、代理店が設定されていない場合は運航者の名称及び住所を記載すること。
- 3 予定到着日時／出発日時が当該欄に記載できない場合は、別紙に記載して添付すること。
- 4 省略期間は、原則として1ヶ月以内の期限に限って申請すること。
- 5 申請書は、1通提出すること。

港長 殿

申請者所属・氏名

【共通項目】

船舶の名称				信号符字又は船舶番号		
船舶の国籍		船舶の種類		総トン数	トン	
船舶の全長		m	最大喫水	m	重量トン数	トン
船舶の代理人の氏名又は名称及び住所				船長の氏名		
危険物情報		品名・等級・国連番号・容器等級・引火点（密閉式による摂氏）		こん包の数	正味重量	船内の積付位置
	入港時					
	出港時					

※「危険物情報」は、記載に代えて、「危険物積荷目録（FAL様式7）」を提出しても差し支えない。

【錨地・停泊場所指定願を行う際に記載】

錨泊・停泊目的		停泊予定期間	月 日 時 分から
希望停泊場所			月 日 時 分まで
※指定錨地・停泊場所			

【移動許可申請を行う際に記載】

移動予定日時	月 日 時 分	移動理由	
停泊場所	移動前 移動後	移動後停泊予定期間	月 日 時 分から 月 日 時 分まで

【危険物荷役許可申請を行う際に記載】

停泊場所		荷役情報	荷役業者名	
停泊期間	月 日 時 分から 月 日 時 分まで		荷役期間	月 日 時 分から 月 日 時 分まで

(第3号様式)

注意

- 1 この様式は、次の用途に使用できる。
 - 港則法第5条第2項又は第3項の規定による錨地指定の申請
 - 同法第21条の規定による危険物積載船舶の停泊場所指定の申請
 - 同法第6条第1項の規定による移動許可申請
 - 同法第6条第2項の規定による移動届
 - 同法第22条第1項の規定による危険物荷役許可申請
- 2 用途により、表題中不要の文字を削り、各欄の記載事項はそれぞれの用途に応じて記載すること。
- 3 「最大喫水」の欄には、停泊期間中の最大喫水を記載すること。
- 4 申請者が船長の場合は「船長の氏名」の記載を要しない。
- 5 「船舶の代理人の氏名又は名称及び住所」の欄には、代理店が設定されている場合は代理店の名称、住所及び電話番号を、また、代理店が設定されていない場合は運航者の名称及び住所を記載すること。
- 6 「停泊場所」の欄には、「岸壁又は錨地の名称」若しくは「岸壁又は錨地コード」を記載すること。
- 7 ※欄には記載しないこと。
- 8 弾薬及び火工品については、薬量が判明しているときは、正味重量の下に（ ）を付して薬量を記載すること。
- 9 停泊場所指定願及び移動許可申請のみの申請を行う場合は、「危険物情報」の「入港時」の欄に、積載している危険物の情報を記載すること。
- 10 危険物荷役許可申請を含む申請を行う場合は、入港時の「危険物情報」には、「荷卸しする危険物」、「その他の危険物」に区分し、出港時の危険物情報には、「積込む危険物」、「荷繰る危険物」を記入すること。この場合、荷役しない「その他の危険物」については、「船舶の積付位置」の欄に、その開放、非開放の別も記入すること。なお、「開放」とは、当該危険物の揚荷をする場合を除き、開放された場所に危険物を積載している場合又は危険物を積載してある船倉若しくは区画を開放する場合をいい、「非開放」とは、危険物を積載してある船倉又は区画を開放しない場合をいう。
- 11 「荷役情報」は荷役関係者が記入のこと。
- 12 「危険物情報」の欄中「等級」とは、火薬類等級1. 1、火薬類等級1. 2、火薬類等級1. 3、火薬類等級1. 4、火薬類等級1. 5、火薬類等級1. 6、有機過酸化物（爆発物）、引火性高圧ガス、非引火性非毒性高圧ガス、毒性高圧ガス、引火性液体類（容器等級Ⅰ）、引火性液体類（容器等級Ⅱ）、引火性液体類（容器等級Ⅲ）、可燃性物質、自然発火性物質、水反応可燃性物質、酸化性物質、有機過酸化物（爆発物を除く。）、毒物、放射性物質等第1種、放射性物質等第2種、放射性物質等第3種、腐食性物質、有害性物質又はその他の別をいう。また、「国連番号」が無い危険物については、危険物コード（MSコード）を記載し、「容器等級」については引火性液体類のみ記載すること。
- 13 「危険物情報」は、記載に代えて、「危険物積荷目録（FAL様式7）」を提出しても差し支えない。なお、FAL様式7については、港長窓口でも入手可能である。
- 14 「危険物情報」の欄に記載を要しない場合は、同欄に「無し」の記載又は斜線を引く等該当が無い旨わかるようにしておくこと。
- 15 移動届として使用する際は、表題を訂正の上、移動許可申請と同様の項目に記入すること。
- 16 申請書等は、1通提出すること。
- 17 許可書又はその写しを、許可を受けた行為の行われている現場に携行すること。

第 4 号様式

係 留 施 設 使 用 届

年 月 日

港長 殿

届出者所属・氏名

船 舶 の 名 称			
船 舶 の 国 籍		船舶の種類	
船 舶 の 全 長	m	総 ト ン 数	トン
重 量 ト ン 数	トン	最 大 喫 水	m c m
船舶の代理人 の氏名又は名 称 及 び 住 所			
係留施設の名 称 又 は 場 所		係 留 期 間	自 月 日 時 分
			至 月 日 時 分
主 な 揚 荷	種 類	数 量	
主 な 積 荷	種 類	数 量	

(第4号様式)

注意

- 1 「船舶の代理人の氏名又は名称及び住所」の欄には、代理店が設定されている場合は代理店の名称、住所及び電話番号を、また、代理店が設定されていない場合は運航者の名称及び住所を記載すること。
- 2 届書は、1通提出すること。

第5号様式

係留施設使用届省略許可申請書

年 月 日

港長 殿

申請者所属・氏名

1 係留施設の名称又は場所

2 係留施設使用届省略期間

自 月 日
至 月 日

3 係留の用に供する船舶の要目

船舶の名称	船舶の種類	総 ト ン 数	重量トン数	船舶の全長	最 大 喫 水

(第5号様式)

注意

- 1 省略期間は、原則として1ヵ月以内の期限を限って申請すること。
- 2 申請書は、1通提出すること。

第 6 号様式

修 繕 ・ 係 船 届

年 月 日

港長 殿

届出者所属・氏名

船 舶 の 名 称		船 舶 の 種 類	
船 舶 の 国 籍		総 ト ン 数	トン
船 舶 の 全 長	m	最 大 喫 水	m c m
船舶の代理人の氏名 又は名称及び住所			
修繕・係船期間	自 年 月 日	修繕・係船中 の 停 泊 場 所	
	至 年 月 日		
主要修繕箇所・係 船理由及び方法			
乗 組 員 の 数		修繕・係船中 の乗組員の数	
事 故 防 止 措 置			
※指定停泊場所			

(第6号様式)

注意

- 1 この様式は、次の用途に使用できる。
修繕届
係船届
- 2 用途により、表題中不要の文字を削り、各欄の記載事項はそれぞれの用途に応じて記載すること。
- 3 船主以外の者が船主の代理人として届け出る場合には、船主の氏名を記載し、その下にその者の所属氏名を記載すること。
- 4 「船舶の代理人の氏名又は名称及び住所」の欄には、代理店が設定されている場合は代理店の名称、住所及び電話番号を、また、代理店が設定されていない場合は運航者の名称及び住所を記載すること。
- 5 届書は、1通提出すること。
- 6 ※の欄は記載しないこと。

第7号様式

危險物運搬許可申請書

年 月 日

港長 殿

申請者所属・氏名

船舶の名称					信号符字又は 船 舶 番 号			
船舶の種類				総 ト ン 数	トン	重 量 ト ン 数	トン	
船舶の全長		m	最 大 喫 水		m c m	船 長 の 氏 名		
船舶の代理人の氏名 又は名称及び住所								
危 険 物 情 報	品名・等級・国連番号・容器等級・引火点（密閉式による摂氏）					こ ん 包 の 数	正 味 重 量	船 内 の 積 付 位 置
運搬業者名					荷役業者名			
運 搬 期 間 及 び 回 数	自 月 日 時 分			荷 役 期 間	積込	自 月 日 時 分		
	至 月 日 時 分					至 月 日 時 分		
	回				荷卸	自 月 日 時 分		
						至 月 日 時 分		
運 搬 区 間	場 所					岸壁又は錨地コード		
	自					()		
	至					()		
経路								

(第7号様式)

注意

- 1 申請者が船長の場合は「船長の氏名」の記載を要しない。
- 2 「船舶の代理人の氏名又は名称及び住所」の欄には、代理店が設定されている場合は代理店の名称、住所及び電話番号を、また、代理店が設定されていない場合は運航者の名称及び住所を記載すること。
- 3 弾薬及び火工品については、薬量が判明しているときは、正味重量の下に（ ）を付して薬量を記載すること。
- 4 運搬時の「危険物情報」には、「荷役する危険物」、「その他の危険物」に区分し記入すること。この場合、荷役しない「その他の危険物」については、「船舶の積付位置」の欄に、その開放、非開放の別も記入すること。なお、「開放」とは、当該危険物の揚荷をする場合を除き、開放された場所に危険物を積載している場合又は危険物を積載してある船倉若しくは区画を開放する場合をいい、「非開放」とは、危険物を積載してある船倉又は区画を開放しない場合をいう。
- 5 「危険物情報」の欄中「等級」とは、火薬類等級1. 1、火薬類等級1. 2、火薬類等級1. 3、火薬類等級1. 4、火薬類等級1. 5、火薬類等級1. 6、有機過酸化物（爆発物）、引火性高圧ガス、非引火性非毒性高圧ガス、毒性高圧ガス、引火性液体類（容器等級Ⅰ）、引火性液体類（容器等級Ⅱ）、引火性液体類（容器等級Ⅲ）、可燃性物質、自然発火性物質、水反応可燃性物質、酸化性物質、有機過酸化物（爆発物を除く。）、毒物、放射性物質等第1種、放射性物質等第2種、放射性物質等第3種、腐食性物質、有害性物質又はその他の別をいう。また、「国連番号」が無い危険物については、危険物コード（MSコード）を記載し、「容器等級」については引火性液体類のみ記載すること。
- 6 申請書等は、1通提出すること。
- 7 許可書又はその写しを、許可を受けた行為の行われている現場に携行すること。

第8号様式

私 設 信 号 使 用 許 可 申 請 書

年 月 日

港長 殿

(特定港以外の港にあつては、管轄の海上保安監部長又は海上保安部長あて)

申請者所属・氏名

1 目 的

2 信号を発する場所

3 方 法

4 内 容

信 号	信 文	応 答 信 号

5 使 用 期 間

6 そ の 他

(係留施設の使用に関する信号の場合は、係船浮標については、海図上の著名物標からの方位・距離、係船岸壁等の場合は、所在地“図面添付”を記載すること。)

(第8号様式)

注 意

申請書は、1通提出すること。

第9号様式

(工事・作業又は行事) 許可申請書

年 月 日

港長 殿

(特定港以外の港にあつては、管轄の海上保安監部長又は海上保安部長あて)

申請者所属・氏名

1 目的及び種類

2 期間及び時間

3 区域又は場所

(区域を示す図面を添付すること。)

4 方 法

(火薬類を使用する場合は、その旨明記すること。)

5 そ の 他

(標識、警戒要領その他船舶に対する事故防止措置等について記載すること。)

(第9号様式)

注 意

- 1 この様式は、次の用途に使用できる。
工事又は作業許可申請書
行事許可申請書
- 2 用途により、表題中不要の文字を削ること。
- 3 申請書は、1通提出すること。
- 4 許可書又はその写しを、許可を受けた行為の行われている現場に携行すること。

第 10 号様式

進 水 ・ 入 出 渠 届

年 月 日

港長 殿

届出者所属・氏名

船 舶 の 名 称			
船 舶 の 国 籍		総 ト ン 数	トン
最 大 喫 水	m c m	船 舶 の 全 長	m
船舶の代理人の氏名 又は名称及び住所			
入 渠 目 的		現在の港における船舶の位置（停泊地）	
入 渠 日 時	月 日 時 分		
船渠 の名称 船台		出渠・進水後の停泊場所	
出 渠 日 時 進 水	月 日 時 分	進 水 距 離	船台下端から約 m

(第 10 号様式)

注 意

1 この様式は、次の用途に使用できる。

進水届

入渠届

出渠届

入出渠届

2 用途により、表題中不要の文字を削り、各欄の記載事項はそれぞれの用途に応じて記載すること。

3 「船舶の代理人の氏名又は名称及び住所」の欄には、代理店が設定されている場合は代理店の名称、住所及び電話番号を、また、代理店が設定されていない場合は運航者の名称及び住所を記載すること。

4 届書は、1 通提出すること。

第 11 号様式

竹木材水上荷卸・筏運行・係留許可申請書

年 月 日

港長 殿

申請者所属・氏名

荷 卸 船 舶	船舶の名称		港における 船舶の位置 (停泊地)	
	総トン数	トン		
貨物の種類 及び数量				
荷主名				
筏運行の目的			荷卸 期 間 運 行	自 月 日 時 分
引船の名称				至 月 日 時 分
筏の大きさ 及び数			運 行 区 間 (図面添付)	自 至 経路
1 回に曳航する 枚数及び全長				
筏係留の目的			係 留 場 所 及 び 方 法 (図面添付)	
係 留 期 間	自 月 日 時 分			
	至 月 日 時 分			

(第 11 号様式)

注 意

- 1 この様式は、次の用途に使用できる。
竹木材水上荷卸許可申請書
筏運行許可申請書
筏係留許可申請書
竹木材水上荷卸、筏運行許可申請書
筏運行、係留許可申請書
竹木材水上荷卸、筏運行、係留許可申請書
- 2 用途により、表題中不要の文字を削り、各欄の記載事項はそれぞれの用途に応じて記載すること。
- 3 申請書は、1 通提出すること。
- 4 許可書又はその写しを、許可を受けた行為の行われている現場に携行すること。